

国民健康保険法等の一部を改正する法律案(説明)

政府といひたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして、次のとおり修正が行われております。

第一に、本法律案のうち、老人加入率上限に関する特例の見直しに係る事項等の施行日を、平成十年四月一日から公布の日に改めることとされております。

第二に、施行日の修正に伴い、平成十年度の老人医療費貸出し金の額の算定等について所要の措置を講することとされております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(斎藤第一朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。千葉景子君。

○千葉景子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、国民健康保険法等の一部を改正する法律案について、経理並びに厚生大臣に質問いたします。まず、財政構造改革法の見直しに関連し、本改正案の取り扱いについて伺います。

保障予算にキャップがはめられたために、各保険者グループ間の合意を得ることもなく、審議も不十分なままに国会に提出されたものです。

政構造改革会議において、その財革法自体を見直すことを決定いたしました。昨年の臨時国会で成立した財革法の趣旨に沿って、国庫負担の削減を目的につくられた本改正案の取り扱いを一体どう考えておられるのでしょうか。

ます。この点、橋本總理の明確な御答弁を求めます。

次に、厚生大臣にお伺いします。

法が、被用者保険本人の一部から二割への引き上げ、高齢者の自己負担の引き上げ、さらには新たに薬剤に対する一部自己負担が導入されるなど、専ら自己負担等の引き上げばかりが先行しておなり、肝心の抜本改革の議論については先送りにされてきているからです。

民主党はこれまで財政政策に迷路をさしてしまってはなく、抜本改革に向けて本気で取り組むべきであることを再三主張してまいりましたが、当然のこととして、健康保険法の改正案が今国会に提出され得るところを再三主張してまいりましたが、この点、厚生大臣の御見解をお聞かせください。

第三に、不正請求の防止対策について伺います。
私は、この点について改正の趣旨は理解できますが、果して不正請求の方針に沿った効果的な対策を講じるにあたっては、何らかの基準を設けるべきではないかと存じます。

あるのか疑問を抱かざるを得ません。むしろ、レセプト開示や領収書の発行、カルテの本人開示、さらに個別医療機関ごとに医療監視の結果を公表することなど、政策決定プロセスのあり方を含めて、医療に係る情報を国民全体のものにしてしまっては公費負担を増加させます。また、保険者の運営

しかしこれが重要なとされるべきは、保険者の立場から見ると、医療機能評価のためのノウハウの蓄積などの取組みを進めることこそが不正請求の防止に役立つと考えますが、この点、同大臣より御意見をお聞かせ

第四に、保険医療機関の指定問題についてであります。
同いいたします。

普ふつかりに一音を響ひき渡すが、別個の打鼓等を行わないことがでできるものとしています。しかし、私は、この病床過剰地域であるかどうかの前提となる医

療園の設定や必要病床数の算定方法については検討が必要であると考えます。

タとする算定方法であり、これでは現状を固定化して既得権擁護に傾きがちであること、また、医療圏の設定の仕方についても、基礎自治体である市町村を中心には、より地域住民の生活圏を重視して積極的かつ弾力的な見直しが必要であると考えます。

また、現行の仕組みでは、都道府県、病院等で、
については三次医療圏、すなわち、都道府県を一
つの単位とすること、また一般病床については二
次医療圏の中で必要病床数を定めることとなつて
います。しかし、ノーマライゼーションの理念、
也医療費という観点からは、精神斗病床について

も、一次医療團を単位として計画が策定されるべきであり、一般病床についても急性期、慢性期など、病床の機能、役割分担、連携を進める中で、必ず専門病床と見ていくことが重要である。

点からの検討、見直しがぜひ必要だと考えます。さらに、このことについて、昨年十一月に出された行政改革委員会の最終意見によれば、現行の必要病床数の算定方式を改めること、また、必要病床数の枠内での新陳代謝を促進することなど求められており、本改正案はこうした見点に欠け、全

くこそくな対応と言わざるを得ません。
私は、医療圏域の設定、必要病床数の算定方法
の見直しなど、抜本的にその方法を改めることが
まず必要だと思います。そういふ意味で、医療

これまで申述べた医療費共済制度のうちの方々が、提供体制のあり方を含めた医療保険制度の抜本改革の課題の一つとして位置づけ、この保険医療機関の指定の問題もあわせてなお検討すべきではないでしょうか。この点、厚生大臣の御見解を伺いたいと思います。

められた医療保険制度の抜本改革に本気で取り組む決意があるのかどうか、改革の目標年次も含め、橋

本総理にお伺いいたします。そしてまた、厚生大臣には、抜本改革への具体的な道筋、スケジュールについて御見解を伺います。

官報 (号外)

は、国民皆保険のもとで良質かつ適切な医療が保障されること、すなわち、社会的入院などの現行医療システムのゆがみを直し、むだを省き、公正で効率性の高い医療を目指すこと、そして患者、市民の選択と参加を実現する、医療に係る情報公開を積極的に進め、国民的な議論のもとで給付と負担の公平を図っていくことが重要だと考えております。

一方、この間の政府の議論は、専ら患者の一部自己負担を中心とする国民負担増で賄い、医療費に係る国庫負担を削減しようとする意図だけが明らかです。こうしたことが統けば、社会保障に対する国民の信頼は揺るぎ、保険料の徴収や介護保険の円滑な施行にとって大きなマイナスになると見えます。これから進める抜本改革が、社会保障関係費の抑制、国庫負担の削減のために行われるものです。このことを政府は明言すべきであると考えます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 千葉議員にお答えを申上げます。

本法案は、医療保険制度の抜本改革が行われるまでの間におきましても、近年の人口の高齢化等に伴う老人医療費拠出金の負担の公平化や、医療費適正化の観点から所要の措置を講ずるものであつて、財革法の改正とはかわりなく必要な改正だと考えております。

次に、医療保険の抜本改革の目標年次及び医療保険制度の抜本改革に向けた決意をというお尋ねがありました。

現在、関係審議会におきまして、診療報酬体系及び薬価基準制度の見直しについて審議を行つてゐるところであり、これらの課題につきまして

は、審議会としての意見がまとまり次第、所要の

法改正に取り組んでいく考えであります。

抜本改革につきましては、平成十二年度を日途とする実施を目指して、全力を挙げて取り組んでまいります。

また、抜本改革が社会保障関係費の抑制等のために行われるべきではないという御意見をいたしました。

急速な少子・高齢化の進行に伴い、社会保障に係る給付と負担が増大していく中で、将来にわたって安定した制度を構築していくためには、給付と負担の均衡を図りつつ、制度の効率化、合理化等の構造改革に取り組んでいく必要があると考えております。

ただいた論点整理を踏まえて、政府としての改正案を作成の上、審議会に諮問し、答申をいたしましたものであります。

老人医療費拠出金の算定方法の見直しについて

は、近年の人口の高齢化等に伴い、市町村国民健康保険の加入者に占める退職者の割合が増大して

いること、老人加入率が著しく高い市町村国民健

康保険の保険者数が増加していることから、抜本改革が行われるまでの間においても現行制度のもとにおける見直しを行うこととしたものであります。

健康保険法等の改正案の国会提出に関するお尋ねですが、医療保険制度の抜本改革については、現在、医療保険福祉審議会において診療報酬体系

と薬価基準制度の見直しの議論がされておりま

す。しかししながら、現時点では薬価基準制度の改革の内容などについて審議委員の中にかなり意見の開きがあります。抜本改革を実現するために

は、拙速よりもむろ十分に議論を尽くしていただ

けます。この審議会としての意見が取りまとまり次第、所要の法改正に取り組んでまいりますが、今後、引き続き、高齢者医療制度の抜本改革について審議に入つていただくことになつております。

このまま社会保障だけ同じようにマイナス予算を組むというのについては、本格的な社会保障構

造改革を進める上において、果たして国民の理解が得られるだろかという観点から、私は、それ

が必要との御指摘でありました。国民の医療に

対する関心にこたえるために、現在実施している

いうのは今まで厳しく見直してきたという点には変わりないけれども、ある程度若干の幅を持たせ

てもらいたいということで、十一年度に限つて

キックオフ制を外すべきだと主張してまいりました。

いろいろ紆余曲折がありました。最終的に

私の主張が理解された。結構だと思います。

本法案と医療保険制度の抜本改革との関係等についてのお尋ねですが、老人医療費の拠出金の算

定方法については、平成七年改正法附則において三年以内を目途として見直すこととされているこ

とから、予算編成までの間に審議会でまとめてい

たものであります。

老人医療費拠出金の算定方法の見直しについて

は、近年の人口の高齢化等に伴い、市町村国民健

康保険の加入者に占める退職者の割合が増大して

いること、老人加入率が著しく高い市町村国民健

康保険の保険者数が増加していることから、抜本

改革が行われるまでの間においても現行制度のも

とにおける見直しを行うこととしたものであります。

健康保険法等の改正案の国会提出に関するお尋

ねですが、医療保険制度の抜本改革については、

現在、医療保険福祉審議会において診療報酬体系

と薬価基準制度の見直しの議論がされておりま

す。しかししながら、現時点では薬価基準制度の改

革の内容などについて審議委員の中にかなり意見

の開きがあります。抜本改革を実現するためには、拙速よりもむろ十分に議論を尽くしていただ

けます。このまま社会保障だけ同じようにマイナス予算を組むというのについては、本格的な社会保障構

造改革を進める上において、果たして国民の理解が得られるだろかという観点から、私は、それ

が必要との御指摘でありました。国民の医療に

対する関心にこたえるために、現在実施している

医療機関における医療費明細書の発行の推進や保

険者によるレセプトの情報開示、悪質な医療機関

の医療監視結果の公表、関係審議会の公開等、医

療における情報公開を引き続き推進していくべき

考え方です。また、保険者機能の強化が必要との御指摘につ

いては、保険者として医療機関に関する情報を収

集し、被保険者に対して提供していくことによ

り、被保険者の立場に立つて保険者としての取り

組みが強化されるよう促していくことを考えてお

ります。

また、保険者機能の強化が必要との御指摘につ

いては、保険者として医療機関に関する情報を収

集し、被保険者に対して提供していくことによ

り、被保険者の立場に立つて保険者としての取り

組みが強化されるよう促していくことを考えてお

ります。

病床規制に関する行政改革委員会の指摘につ

いては、行政改革委員会の御指摘も踏まえ、医療提

供体制の抜本的改革の中で検討していくことを考

えております。

医療保険制度の抜本改革への具体的な道筋等に

ついてどうかということになりますが、現在、医

療保険福祉審議会において、診療報酬体系と薬価

基準制度の見直しについて審議をいただいており

ます。この審議会としての意見が取りまとまり次

て、これら広範多岐にわたる課題について、平成

十二年度を日途とする実施を目指して取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

さて、橋本政権による政策不況にて、このとこ

る失業率は上昇の一途をたどっております。総務

庁の発表では、本年三月の完全失業率は三・九%と過去最悪となっております。このような雇用の急激な悪化は、今後、健康保険制度や平成十二年

度より開始される介護保険制度の財政や保険料率にどのような影響を与えることになるのか、総理の御見解をお伺いし、私の質問を終わります。

(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(橋本龍太郎君) 渡辺議員にお答えを申し上げます。

まず、社会保障予算のキャップについてのお尋ねがございました。

毎年多額の当然増加を見込まれ、その大幅な縮減には抜本的な制度改革を要する社会保障関係費の特質、現在の経済状況等を考えましたとき、十一年度の社会保障関係費のキャップについては工夫が必要だという議論があり、四月二十四日の財政構造改革会議において、緊急避難的措置として十一年度に限りおむね二%というキャップを停止することとし、その増加額は極力抑制するといったしました。

次に、橋本政権の支持率についてお尋ねがありました。

原因についてはいろいろあるうと、そう考えておりますけれども、謙虚に受けとめながら、全力を尽くして責任を果たしてまいりたいと考えております。

次に、老人医療費拠出金に係る改正についてお尋ねがありました。

この改正は、老人保健制度を含む医療保険制度の抜本的改革が行われるまでの間にあります。現行制度のもとにおける拠出金の負担の公平化を図らうとするものであり、あわせて医療費適正化による縮減により、被用者保険の保険料負担は軽減されることとなる見込みであります。

次に、社会保障関係費のキャップ制の見直しと

本法案の関係についてお尋ねがありました。

本法案は、医療保険制度の抜本改革を行われま

すの間におきました。近年の人口の高齢化等に伴う老人医療費拠出金の負担の公平化や医療費適正化の観点から所要の措置を講ずるものであ

り、キャップ制の見直しとはかわりなく必要な改正であると考へております。

次に、医療保険制度の抜本改革についてのお尋ねがありました。

現在、関係審議会におきまして診療報酬体系及び薬価基準制度の見直しについて審議中であり、審議会としての意見がまとまり次第、所要の法改正に取り組む考へであります。また、高齢者医療制度の改革につきましても、引き続いて審議会で審議に入るものと聞いており、いずれにいたしましても、平成十一年度を目途とする実施を目指して全力を擧げることとしております。

最後に、雇用の悪化が保険財政に与える影響についての御質問がありました。

総合経済対策の実施により景気の回復を図るとともに、この対策に盛り込んでいる緊急雇用開発プログラムを実施することなどにより、雇用の安定を図つてまいりたいと考へております。

雇用の状況が保険財政に与える影響については、雇用の動向が健康保険などの財政に直ちに結びつくものではないと考えますけれども、医療保険制度については、将来にわたり安定した運営を確保するため、その抜本改革に全力を擧げることとしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○國務大臣(小泉純一郎君) 財政構造改革法の改正と補正予算編成について、内閣の方針が私の信念と相反した以上閣僚にとどまるべきではないの

ではないかというお尋ねですが、世の中自分の思

うようにいかないのはだれでも同じだと思いま

しては、審議会としての意見がまとまり次第、所

要の法改正に取り組んでいく考へであります。

老人加入率の上限についてのお尋ねですが、こ

の老人加入率上限は制度創設当初から設けられて

いるものであります。その趣旨は、老人医療費

はだれにでも言えるのではないでしょか。自分の主張をどこまで貫くか、どこで妥協するか、

それは個人の政治判断だと思います。自分の進退については私は人から指図されることなく自分で決めます。

橋本政権に対する支持率の低下、不支持率の増加に対してもどう思うか。これは確かに世論調査においては橋本政権に対する支持率は低下しております。私は、自分の勉強した範囲内においては、

イギリスなんかの小選挙区制度を見ますと、大体補欠選挙というのは与党の支持率が高くても普通は野党が勝つんです。ところが、これだけ橋本内閣に対する支持率が低いにもかかわらず、どんな補欠選挙でも自民党連戦連勝、これは一体どうな

ります。私は、自分の勉強した範囲内においては、

厚生省においては、今回の事案を踏まえ、悪質な医療機関への事前通告なしの監査及び医療監視の実施や、監査と医療監視との十分な連携を図り、保険医療機関の指定の取り消しを行ったところあります。今回、この事案については、病院側が看護職員数の偽装工作を行ったため、従来の指導監査の手法では実態を十分説明できなかったことなどによるものと考えております。

厚生省においては、今回の事案を踏まえ、悪質な医療機関への事前通告なしの監査及び医療監視の実施や、監査と医療監視との十分な連携を図り、保険医療機関の指定の取り消しを行ったところあります。今回、この事案については、病院側が看護職員数の偽装工作を行ったため、従来の指導監査の手法では実態を十分説明できなかったことなどによるものと考えております。

県に通知したところであります。

診療報酬体系の簡素化についてですが、診療報酬が年々複雑化してきていることを踏まえ、平成十二年度を目途とする診療報酬体系の見直しに当たっては、簡素化を進めてまいります。

また、レセプト審査事務の効率化については、

社会保険関係費のキャップ制の見直しと本法案の関係についてであります。先ほど総理から答弁されたとおりであります。本法案はキャップ制を削減することとあわせて制度改正をお願いしていきますので、全体として被用者保険の保険料負担は軽減される見込みであります。

社会保険関係費のキャップ制の見直しと本法案の見直しとはかわりなく必要な改正であると考えております。

健康保険法等の改正案の国会提出に関するお尋ねですが、医療保険制度の抜本改革については、

現在、医療保険福祉審議会において、診療報酬体系及び薬価基準制度の見直しについて審議をいた

だしているところであります。厚生省といたしましては、審議会としての意見がまとまり次第、所

要の法改正に取り組んでいく考へであります。

老人加入率の上限についてのお尋ねですが、こ

の老人加入率上限は制度創設当初から設けられて

いるものであります。その趣旨は、老人医療費

拠出金の算定に当たり、「保険者」との負担の極端な変動を緩和しようとするとあります。

安田病院についてのお尋ねですが、平成九年八月八日に看護職員の水増しによる不正請求によ

り、保険医療機関の指定の取り消しを行ったところあります。今回、この事案については、病院側が看護職員数の偽装工作を行ったため、従来の指導監査の手法では実態を十分説明できなかったこと

などによるものと考えております。

そこで、今回の措置は、病床過剰地域において

不必要と認めて知事が勧告した新規病床や、適切かつ効率的な入院医療の提供の観点から不適当と認められる既存病床を制限することとしたもので

あり、適切な地域医療の確保を阻害するものではないと考えております。

病床指定の制限と医師の自由開業原則との関係についてですが、今回の措置については、医療法における医療機関の開設等については認めることとした上で、保険医療機関の指定については、病床過剰地域における不必要な病床等を対象外としたものであります。これは供給が必要を生むという医療分野特有の構造を踏まえ、入院医療費の適正化を図る観点から行うものであり、必要な措置であると考えております。

病床規制と都道府県間の一人当たり医療費との関係についてですが、都道府県間の一人当たり医療費の格差については、高齢者の割合の高低や診療行為の違い等のほかに、特に入院医療費については人口当たり病床数の多寡等の要因により発生していると考えております。したがって、今回の病床指定の制限措置については、地域にとって過剰な病床が過剰な入院医療費を生み出すことを防ぐことになりますので、都道府県間の一人当たり医療費の適正化に資するものと考えております。

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(審議院答付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交・防衛委員長及川順郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○及川順郎君 ただいま議題となりました日中漁業協定につきまして、外交・防衛委員会における

審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、現行の日中漁業協定にかかるもの

の管理の高度化に関する臨時措置法案

日程第三 農地法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長松谷倉一郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(松谷倉一郎君登壇、拍手)

委員会におきましては、協定締結の意義、協定適用水域の規制措置、我が国二百海里水域における外國漁船の操業実態と資源保護、日韓漁業協定の締結等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

○松谷倉一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案は、最近における食品の衛生及び品質の管理に対する国民の関心の高まり等に対応して、食品の製造過程の管理の高度化を図るために、食品の製造過程の管理の高度化に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○松谷倉一郎君 これより採決をいたしました。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

〔投票終了〕

○議長(

(外) 号報

○議長(斎藤十朗君) 次に、農地法の一部を改正する法律案の賛否について、投票ボタンをお押します。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

百九十六
百八十一
十五

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題とする」とに御異議ございませんか。

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。国民福祉委員会長山本正和君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○山本正和君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国民福祉委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

〔山本正和君登壇、拍手〕

○山本正和君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国民福祉委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

日本共産党の西山委員より、修正案がそれぞれ提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の西山委員より、原案及び尾辻理事提出の修正案

に反対する旨の意見が述べられました。

医療に関する法律案は、最近における感染症の発生の状況、医学医術の進歩及び衛生水準の向上、国際交流の進展等を踏まえ、総合的な感染症予防

対策の推進を図るために、措置の対象となる感染症について類型を設けて見直し、感染症予防のための基本指針等の策定、感染症に関する情報の収集及び公表、健康診断、就業制限及び入院、感染症の蔓延を防止するための消毒その他の措置を定めるとともに、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物について輸入検査に関する制度を創設しようとするものであります。

次に、検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正す

る法律案は、国民の健康に重大な影響を及ぼす感

染症の国内への侵入及び蔓延を防止するため、検

疫の対象となる疾病並びに隔離及び停留の方法及

び手続を見直すとともに、狂犬病の国内への侵入

を防止するための措置等を講じようとするもので

あります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議

題とし、感染症患者等の人権を尊重する必要性、

感染症の新たな類型の定義、感染症の予防と蔓延

の防止に関する体制の確立、総合的な感染症予防

対策の推進等の諸問題について質疑が行われたほ

か、参考人からの意見聴取並びに国立感染症研究

所及び国立国際医療センターにおける実情調査を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知

を願います。

質疑を終局し、感染症の予防及び感染症の患者

に対する医療に関する法律案に対し、自由民主党

の尾辻理事より、自由民主党及び社会民主党・譲

憲連合を代表して、病原体等の検査体制の整備、

患者等の人権の配慮等に関する修正案が、また、

日本共産党の西山委員より、修正案がそれぞれ提

出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の西山委員より、原案及び尾辻理事提出の修正案

に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案について採決の結果、西山委員提出の修正案は賛成少数をもって否

決され、尾辻理事提出の修正案及び修正部分を除

く原案は多数をもって可決され、本法律案は修正

された。

次いで、検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対して、附帯決議が付されて

おります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

おりました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま

す。

○議長(斎藤十朗君) これまで、感染症の予防及び感染症の患者に対する

医療に関する法律案の採決をいたしました。

本案の委員長報告は修正議決報告でございま

す。

本案を委員長報告のとおり修正議決することとの

賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

百九十一
百九十一
四十四

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、地方自治法等の一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ござ

いませんか。

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政・警察委員長薬科満治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

○議長(斎藤十朗君) まだいま議題となりました法律案につきまして、地方行政・警察委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、都と特別区の役割分担の原則の規定を設け、特別区を基礎的な地方公共団体とし、都を特別区を包括する広域の地方公共団体と位置づけるとともに、特別区の事務処理に関する所要の改正を行う等の措置を講ずるほか、都に留保さ

○議長(斎藤十朗君) 次に、検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案の賛否について、投票ボタンをお押します。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

百九十一
百九十一
四十四

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) まだいま議題となりました法律案につきまして、地方行政・警察委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、都と特別区の役割分担の原則の規定を設け、特別区を基礎的な地方公共団体とし、都を特別区を包括する広域の地方公共団体と位置づけるとともに、特別区の事務処理に関する所要の改正を行う等の措置を講ずるほか、都に留保さ

管すること等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、都及び特別区の位置づけ、大都市制度の検討の必要性、都区財政調整整備度のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、附帯決議が付されております。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(高橋十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(高橋十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(高橋十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数
賛成
反対

百九十一
百九十一
○

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(高橋十朗君) 御異議ないと認めます。交通・情報通信委員長川橋幸子君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○川橋幸子君登壇、拍手

につきまして、交通・情報通信委員会における審査の経過と結果を御報告申上げます。

本法律案は、民間活動に係る規制がもたらす負担の軽減及び行政事務の合理化を図るために、国際電信電話株式会社法を廃止するほか、電気通信事業者に提供する役務に関する料金の規制を原則として届け出制とするとともに、無線設備の技術基準適合証明制度等における民間能力の一層の活用を図る等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、K.D.D完全民営化の意義、情報通信分野における今後の規制緩和の取り組み、通信のユニバーサルサービス確保、通信料金に関する規制のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(高橋十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(斎藤十朗君)	投票の結果を報告いたします。
反対	百九十三
賛成	百七十八
投票総数	十五
よって、本案は可決されました。(拍手)	
[投票者氏名は本号末尾に掲載]	
出席者は左のとおり。	
議員	議長 斎藤 十朗君
阿曾田 清君	副議長 桜尾 官平君
加藤 修一君	魚住裕一郎君
高橋 令則君	要原 君子君
福本 潤一君	渡辺 孝勇君
矢田部 理君	益田 洋介君
松 あきら君	山本 保君
田浦 直君	大森 礼子君
平野 貞夫君	末広まきこ君
海野 但馬君	星野 明市君
戸田 錢木君	武田 節子君
荒木 正孝君	博師君
宮崎 邦司君	秀昭君
猪熊 清實君	孝雄君
泉 秀樹君	旭君
平井 信也君	秀夫君
松浦 重二君	牛嶋 正君
及川 孝治君	木庭健太郎君
順郎君	扇 野沢 太三君
卓志君	大久保直彦君
孝治君	千景君

官報(号外)

平成十年四月三十日 参議院会議録第二十四号

議長の報告事項

村上 正邦君	佐々木 満君	井上 裕君	吉田君
井上 裕君	長尾 立子君	小川 勝也君	大脇 雅子君
谷本 駿君	石井 浩君	谷本 駿君	和田 洋子君
駿君	南野知恵子君	駿君	井上 岩崎 宮澤
一ノ君	山本正和君	二ノ君	和田 洋子君
渡辺 四郎君	江本孟紀君	江本孟紀君	吉田純二君
三重野栄子君	三重野栄子君	三重野栄子君	吉田純二君
須藤良太郎君	須藤良太郎君	須藤良太郎君	吉田純二君
榎原敬義君	榎原敬義君	榎原敬義君	吉田純二君
齊藤勤君	大木浩君	大木浩君	吉田純二君
赤桐志苦	赤桐志苦	赤桐志苦	吉田純二君
今泉井上	今泉井上	今泉井上	吉田純二君
岡崎清水	岡崎清水	岡崎清水	吉田純二君
及川清	及川清	及川清	吉田純二君
吉川井上	吉川井上	吉川井上	吉田純二君
光弘君	芳弘君	芳弘君	吉田純二君
下稻葉耕吉君	田英夫君	田英夫君	吉田純二君
須藤美也子君	瀬谷英行君	瀬谷英行君	吉田純二君
西川きよし君	伊藤基隆君	伊藤基隆君	吉田純二君
朝日俊弘君	足立良平君	足立良平君	吉田純二君
菅野茂君	西川きよし君	西川きよし君	吉田純二君
有働正治君	伊藤基隆君	伊藤基隆君	吉田純二君
円より子君	水島裕君	水島裕君	吉田純二君
千葉景子君	須藤美也子君	須藤美也子君	吉田純二君
笠井亮君	菅野茂君	菅野茂君	吉田純二君
山下竹村	西川きよし君	西川きよし君	吉田純二君
秀世君	吉川勝木	吉川勝木	吉田純二君
泰子君	寺澤吉川	寺澤吉川	吉田純二君
吉岡慶三君	前川忠夫君	前川忠夫君	吉田純二君
芳男君	健司君	健司君	吉田純二君
春子君	芳男君	芳男君	吉田純二君
芳男君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君

内閣総理大臣 笠野貞子君	外務大臣 寺崎昭久君	農林水産大臣 厚生大臣	厚生大臣 外務大臣
寺崎昭久君	洋君	農林水産大臣 厚生大臣	厚生大臣 外務大臣
立木洋君	高木俊明君	高木俊明君	高木俊明君
橋本龍太郎君	自冶大臣	自冶大臣	自冶大臣
小渕恵三君	厚生大臣	厚生大臣	厚生大臣
小泉純一郎君	農林水産大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
島村宣伸君	厚生大臣	厚生大臣	厚生大臣
白見庄三郎君	厚生大臣	厚生大臣	厚生大臣
上杉光弘君	厚生大臣	厚生大臣	厚生大臣
橋本龍太郎君	厚生大臣	厚生大臣	厚生大臣
吉岡三重野栄子君	厚生大臣	厚生大臣	厚生大臣

財政・金融委員 笠野貞子君	農林水産委員会 上吉原二天君	文教・科学委員 岡野裕君	外交・防衛委員 吉田純二君
吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君
久保昌君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君
上田耕一郎君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君
吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君

農林水産委員会 田浦直嶌君	労働・社会政策委員会 倉田寛之君	文教・科学委員 岡野裕君	外交・防衛委員 吉田純二君
吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君
阿部正俊君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君
正俊君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君
吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君

農林水産委員会 田浦直嶌君	労働・社会政策委員会 倉田寛之君	文教・科学委員 岡野裕君	外交・防衛委員 吉田純二君
吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君
吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君
吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君
吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君

農林水産委員会 田浦直嶌君	労働・社会政策委員会 倉田寛之君	文教・科学委員 岡野裕君	外交・防衛委員 吉田純二君
吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君
吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君
吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君
吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君

農林水産委員会 田浦直嶌君	労働・社会政策委員会 倉田寛之君	文教・科学委員 岡野裕君	外交・防衛委員 吉田純二君
吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君
吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君
吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君
吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君	吉田純二君

議長の報告事項
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 鈴木潤上 貢雄君

補欠 鈴木潤上 貢雄君

辞任 角田義一君

補欠 角田義一君

法務委員 辞任 岩井豊秋君

補欠 岩井豊秋君

地方行政・警察委員 辞任 田浦直君

補欠 田浦直君

外交・防衛委員 辞任 平田耕一君

補欠 平田耕一君

予算委員 辞任 村沢牧君

補欠 村沢牧君

決算委員 辞任 下稻葉耕吉君

補欠 岩井國臣君

農林水産委員会 理事 村沢牧君 (村沢牧君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

中水道の整備の促進に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣法第一九号)

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案 (閣法第一〇八号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを交通・情報通信委員会に付託した。

電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案 (閣法第九八号)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案 (閣法第一〇七号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を交通・情報通信委員会に付託した。

電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案 (閣法第九八号)

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

被災者生活再建支援法案

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

被災者生活再建支援法案

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、日中両国について平成八年に発

効した国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、原則として沿岸国が自国の排他的經濟水域において海
洋生物資源の管理を行うことを基本とした新たな漁業秩序を日中間に確立することを目的とするものであって、今後日中間の安定した漁業関係の基礎となることが期待されるので、妥当な措置と認める。

卷之三

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求める件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

參議院議長 斎藤 十朗殿 衆議院議長 伊藤宗一郎

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国政府及び中華人民共和国政府は、
一千九百七十二年九月一十九日に発出された日本
国政府と中華人民共和国政府の共同声明を想起
し、
一千九百七十五年八月十五日に署名された日本国
と中華人民共和国との間の漁業に関する協定に基
づく関係を含む漁業の分野における伝統的な協力
間の協定

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

千九百八十二年十一月十日に作成された海洋法に関する国際連合条約の趣旨に沿った新しい漁業秩序を両国の間に確立し、共に関心を有する海上における正常な操業の秩序を維持するため、

第一
二
条

友好的な協調を結んで、
次のとおり協定した。

古玉約略

は、この協定の規定及び他方の締約国の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件を遵守することを確保するために必要な措置をとる。

各締約国は、他方の締約国に対し、自國の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件につき、速滞なく通報を行う。

第五条

(c) 北緯二十九度、東經百一十三度二十五・五
 分の点

(d) 北緯二十八度、東經百一十二度四十七・九
 分の点

(e) 北緯二十七度、東經百一十一度五十七・四
 分の点

(f) 北緯二十七度、東經百一十五度五十八・三
 分の点

(g) 北緯二十八度、東經百一十七度十五・一分
 の点

(h) 北緯二十九度、東經百一十八度零・九分の
 点

(i) 北緯三十度、東經百一十八度三十一・二分の
 点

(j) 北緯三十度四十分、東經百一十八度二十一分の点
 (k) 北緯三十度四十分、東經百一十四度十一分の点

両締約国は、第十一条の規定に基づいて設置される日中漁業共同委員会における決定に従い、暫定措置水域において、各締約国の伝統的

な漁業活動への影響を考慮しつつ、海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないとを確保するため、適切な保存措置及び量的な管理措置をとる。

第六条 第二条から前条までの規定は、協定水域のうち次の(a)及び(b)の水域を除く部分について適用する。

(b) (a) 第七条1に定める水域
北緯二十七度以南の東海の協定水域及び東
海より南の東経百一十五度三十分以西の協定
水域(南海における中華人民共和国の排他的

経済水域を除く。

1 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線によつて囲まれる水域(以下「暫定措置水域」という)においては、2及び3の規定を適用する。

(a) 北緯三十度四十分、東経百一十四度十・一

(b) 北緯三十度、東經百一十三度五十六・四分の点

第七
全

まれる水域(以下「暫定措置水域」という)については、2及び3の規定を適用する。

支那の地圖

北緯三十度、東經百十三度五十六分

第四条

1 各締約国は、自國の國民及び漁船が他方の締約国の排他的經濟水域において漁獲を行うとき

十九

1

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

最近における国民の食品の安全性に対する関心の高まり等を背景に、我が国の食品・製造業は、HACCP手法の導入等、食品の衛生・品質管理の高度化を求められている。

品製造業は、近年の景気の停滞、加工食品の輸入増大等により、非常に厳しい状況に直面している。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

HACCP手法の導入を図るに当たっては、我が国の食品製造業の厳しい経営実態を踏まえ、関係事業者に対する啓発、人材の育成等所

法の目的が十分達成されるよう配慮すること。
また、HACCP手法の導入に伴う施設整備が過度の製造コストの増大につながることのないように、きめ細かい指導を行うこと。
二 指定認定機関の指定、高度化基準及び試験研究計画の認定が適切かつ迅速に実施されるよう努めること。

また、事業者団体が行うHACCP手法に関する試験研究を積極的に支援すること。

三 指定認定機関として指定された事業者団体に対する認定業務が適切に実施されるよう、指導・監督

を行うこと。

四 食品製造業へのHACCP手法の導入と併せ、食品の衛生・品質管理の促進に努めるこ

と。

五 食品産業の廃棄物の減量化・再資源化等への技術の開発・普及に努めること。

六 フードシステムの高度化を推進することにより、食品産業の競争力の強化と国産農林水産物の利用拡大を図ること。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月十日
参議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長 伊藤宗一郎

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月十日
参議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長 伊藤宗一郎

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、食品の製造過程において、

食品に起因する衛生上の危害の発生の防止と適正な品質の確保を図るため、その管理の高度化を促進する措置を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、食品の製造又は加工の事業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品」とは、飲食料品のうち菓子類(昭和二十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

第三条 厚生大臣及び農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(高度化基準の認定)

第四条 厚生大臣及び農林水産大臣が指定する法人は、その指定に係る食品の種類ごとに、製造過程の管理の高度化に関する基準(以下「高度化基準」という。)を作成し、これを厚生大臣及び農林水産大臣に提出して、当該高度化基準が基本方針に照らし適切なものである旨の認定を受けることができる。

第五条 厚生大臣及び農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る高度化基準を公表しなければならない。

第六条 厚生大臣及び農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る高度化基準を公表しなければならない。

第七条 厚生大臣及び農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る高度化基準を公表しなければならない。

第八条 厚生大臣及び農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る高度化基準を公表しなければならない。

第九条 厚生大臣及び農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る高度化基準を公表しなければならない。

第十条 厚生大臣及び農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る高度化基準を公表しなければならない。

第十一条 厚生大臣及び農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る高度化基準を公表しなければならない。

第十二条 厚生大臣及び農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る高度化基準を公表しなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 製造過程の管理の高度化の基本的な方向

二 次条第一項の高度化基準の作成に関する重要な事項

三 その他製造過程の管理の高度化に関する重要な事項

四 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 製造過程の管理の高度化の基本的な方向

二 次条第一項の高度化基準の作成に関する重要な事項

三 その他製造過程の管理の高度化に関する重要な事項

四 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 製造過程の管理の高度化の目標

二 製造過程の管理の高度化の目標

三 製造過程の管理の高度化の目標

四 製造過程の管理の高度化の目標

五 製造過程の管理の高度化の目標

六 製造過程の管理の高度化の目標

七 製造過程の管理の高度化の目標

八 製造過程の管理の高度化の目標

九 製造過程の管理の高度化の目標

官 報 (号 外)

針に照らし適切でなくなったと認めるときは、
当該認定高度化基準に係る同条第一項の認定を
受けた法人（以下「認定法人」という。）に対し、
当該認定高度化基準を変更すべき旨を通知しな
ければならない。

2 試験研究計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 試験研究の目標

一 試験研究の目標

書學研究の問題

3 認定法人は、前項の場合を除くほか、必要があるときは、認定高度化基準を変更することがある。

定による認定高度化基準の変更について準用する。

一項の規定による通知を受けた後、認定高度化基準を変更しなかつたときは、当該認定高度化基準に係る前条第一項の認定を取り消すことができる。この場合には、同条第三項の規定を準用する。

(試験研究計画の認定)

第六条 第四条第一項の法人は、製造過程の管理の高度化のために必要な試験研究を行おうとする場合であつて、当該試験研究のための費用に充てるためその直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)に対し負担金の賦課をしようとするときは、厚生省令・農林水産省令で定めるところにより、試験研究に関する計画(以下「試験研究計画」という。)を作成し、これを厚生大臣及び農林水産大臣に提出して、当該試験研究計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 試験研究計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 試験研究の目標

二 試験研究の内容及び実施時期

三 構成員に対する負担金の賦課の基準

3 厚生大臣及び農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その試験研究計画が、高度化基準の作成のために必要な試験研究に関するものであること、試験研究を確實に遂行するため適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(試験研究計画の変更等)

第七条 前条第一項の認定を受けた法人(以下「試験研究法人」という。)は、当該認定に係る試験研究計画を変更しようとするときは、厚生大臣及び農林水産大臣の認定を受けなければならぬ。

3 厚生大臣及び農林水産大臣は、試験研究法人が前条第一項の認定に係る試験研究計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定試験研究計画」という。)に従つて高度化基準の作成のための試験研究を行つていいないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(高度化計画の認定)

第八条 食品の製造又は加工の事業を行う者は、厚生省令・農林水産省令で定めるところにより、その製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、製造過程

の管理の高度化に関する計画(以下「高度化計画」という。)を作成し、これを認定法人に提出して、当該高度化計画が認定高度化基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

高度化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2 高度化計画には、必ず指せる事項
ければならない。

ければならない。

一 製造過程の管理の高度化の目標 二 製造過程の管理の高度化を図るための施設 の整備に関する事項

3 第一項の食品の製造又は加工の事業を行う者

には認定法人が第四条第一項の指定に係る種類の食品の製造又は加工の事業を行う場合にお

ける当該認定法人を含まないものとする。

(高度化計画の変更等)

第九条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る高度化計

画を変更しようとするときは、当該変更に係る

高度化計画が認定高度化基準に適合するものである旨の認定法人の認定を受けなければならぬ。

い。

2 認定法人は、認定事業者が前条第一項の認定

に係る高廻作計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下

「認定高度化計画」という。()に従つて施設の整備

を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第十四条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫

法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条

項、第十八条の三第一項、第十八条の四第一項

認定事業者であつてその行う事業が農林漁水産物の取引の安定に資すると認められるものに対する施設の改良、造成又は取得(その利用に必要な特別の費用の支出及び権利の取得を含む)。に必要な長期かつ低利の資金であつて、他の金融機関が融通することを困難とするものの貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第一項及び第三十三条第一項第一号中「融通法」とあるのは「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」と、同法第三十六条第三号中「附則第一十三項」とあるのは「附則第一十三項並びに食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項」とする。

置法(昭和三十二年法律第十九号)で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

2 試験研究法人が、認定試験研究計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員に対し、当該認定試験研究計画で定める試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

3 試験研究法人が、認定試験研究計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもって、当該認定試験研究計画で定める試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

第十二条 認定事業者が認定高度化計画に従つて新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

第三章 指定認定機関

(指定)

第十三条 第四条第一項の指定(以下この章において単に「指定」という。)は、厚生省令・農林水産省令で定めるところにより、食品の種類ごとに、高度化基準の作成及び高度化計画の認定を行なうとする者の申請により行なう。

(次回条項)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、

指定を受けることができない。

一 第二十二条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者がある者

二 その業務を行う役員のうちに、この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者がある者

い。

第十五条 厚生大臣及び農林水産大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

(認定業務規程)

第十八条 指定認定機関は、高度化計画の認定の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる技術的能力及び経理的基礎を有すること。

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十一条の規定により設立された法人又は事業協同組合その他の政令で定める法人であつて、その役員又は構成員の構成が高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

3 厚生大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をした認定業務規程が高度化計画の認定の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その認定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十九条 厚生大臣及び農林水産大臣は、指定認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて高度化計画の認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第十四条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第十八条第一項の認可を受けた認定業務規程によらないで高度化計画の認定を行つたとき。

四 第十八条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

(認定の義務)

第十六条 指定を受けた法人(以下「指定認定機関」という。)は、高度化計画の認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、高度化計画の認定のための審査を行わなければならない。

2 指定認定機関は、毎事業年度、厚生省令・農林水産省令で定めるところにより、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了日の二週間前までに、厚生大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

3 様とする。

令・農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日)の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく、厚生大臣及び農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十七条 指定認定機関は、高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

(事務所の変更の届出)

第十八条 指定認定機関は、高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務を行つた後遅滞なく、厚生大臣及び農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(認定業務規程)

第十九条 指定認定機関は、高度化計画の認定の業務に関する規程(以下「認定業務規程」という。)を定め、厚生大臣及び農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(適合命令)

第二十条 指定認定機関は、毎事業年度、厚生省令・農林水産省令で定めるところにより、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了日の二週間前までに、厚生大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

(事業計画等)

第二十一条 指定認定機関は、高度化計画の認定の業務を行つた後遅滞なく、厚生大臣及び農林水産大臣の認可を受けなければならない。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(公示)

第二十二条 厚生大臣及び農林水産大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 指定認定機関の指定をしたとき。
- 二 第十七条又は第十九条の規定による届出があつたとき。

- 三 前条の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

(報告書収及び立入検査)

第二十四条 厚生大臣及び農林水産大臣は、必要があると認めるときは、指定認定機関に対し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 刑則

第二十五条 第二十二条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした指定認定機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金にする。

第二十六条 次の各号の一に掲げる違反行為があつた場合には、その違反行為をした指定認定機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金にする。

処する。

- 一 第十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附則

- 一 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(この法律の廃止)
- 二 第二条 この法律は、この法律の施行の日から五年以内に廢止するものとする。
- 三 第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 四 第四条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のよう改正する。

第五条第一項第一号中「及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)」を、「容器包装に係る八十七の四 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第二百五十三号)」の一部を次のように改正する。

第四条第八十七条の三の次に次の二号を加える。

第五条第一項第一号中「及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)」を、「容器包装に係る

り、基本方針を定め、高度化基準及び試験研究計画の認定を行い、及びその認定を取り消し、並びに同法の規定に基づき指定認定機関を指定し、及び指定認定機関に対し、認可その他監督を行う」と。

第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第九条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百一十一号)の一部を次のように改正する。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

二、附則

附帶決議

最近における我が国農業は、食料自給率の低下、国際化の進展に伴う農産物輸入量の増大、農業就業人口の急速な減少と高齢化の進行、転用や耕作放棄に伴う農地面積の減少等極めて厳しい状況に置かれている。

現在、二十一世紀に向けて新たな食料・農業・農村政策が検討されているが、その中で、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地の確保と耕作放棄に伴う農地面積の減少等極めて厳しい状況に置かれている。

農村政策が検討されているが、その中で、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地の確保と耕作放棄に伴う農地面積の減少等極めて厳しい状況に置かれている。

農業就業人口の急速な減少と高齢化の進行、転用や耕作放棄に伴う農地面積の減少等極めて厳しい状況に置かれている。

農地法の一部を改正する法律案

農地法の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条规定により送付する。

平成十年四月二十日

參議院議長 斎藤十朗殿

卷之三

農地法の一部を改正する法律

農地法(昭和二十七年法律第二百一十九号)の一

第四条第一項中「一ヶ月タール」を「四ヶ月タール」に改める。

ル」に改め、同項ただし書中「各号の一」を「各号の
いぞれ、二三の、四五の、六七の、八九の、十

てに改め、同項を同条第四項とし、同条第三項

中「前項」を「第一項」に、「聞かなければ」を「聽か

第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合に付、一から二の二種類のもの。二種類の事

一號及び第二號に掲げる場合において、土地收

用法第二十六条第一項の規定による告示(他の 法律の規定によるものと併用する場合の規定)

法律の規定に、不動産の公簿の規定による告示とみなされるものを含む。次条第一項

において同じ。)に係る事業の用に供するため農地を購入するに至つた。第三回、第二

地を農業地域の整備に関する号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する

る法律第十条第三項に規定する農用地利用計画（以下単に「農用地利用計画」という。）において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他の政令で定める相当の事

報 (号外)

一 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合

イ 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内にある農地

ロ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの(市街化調整区域(都市計画法第七条第一項の市街化調整区域をいう。以下同じ。)内にある政令で定める農地以外の農地にあっては、次に掲げる農地を除く。)

(1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの

(2) 前号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1)に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。

三 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他の省令で定める事由により、申請に係る農地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の

用その他の当該申請に係る用途に供する」とが確実と認められない場合

四 申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他、周辺の農地に係る營農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

五 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後に、その土地が耕作の目的に供されることが確定と認められないとき。

第五条第一項中「農地を除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「一ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項のただし書中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の許可是、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三

報 (号外)

行為又は申請に係る農地を農地以外のものにすること、申請に係る農地を農地以外のものにする必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得てないことその他省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

四 申請に係る農地を農地以外のものにすること又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る當農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

五 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合

六 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき、又は採草放牧地につきこれら の権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実と認められないとき。

本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第一項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第九条 第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「普及」の下に「並びに感染症の患者等の人の権の配慮」を加え、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

附則第一條中「医学医術」を「医学医療」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

二)の法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、感染症の流行の状況、医学医療の進歩の推移、国際交流の進展、感染症に関する知識の普及の状況その他のこの法律の施行の状況等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講

審查報告書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案

右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十年四月三十日

國民福祉委員長 山本 正和
參議院議長 斎藤 十朗殿

平成十年四月二十日 参議院会議録第二十四号

農地法の一部を改正する法律案 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案

の策定、感染症に関する情報の収集及び公表、

感染症の類型に応じた健康診断、就業制限及び入院、感染症の蔓延を防止するための消毒そ

の他の措置を定めるとともに、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物について輸入検査に関する制度を創設しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めるが、病原体等の検査体制の整備、患者等の人権の配慮、感染症の範囲の明確化及び新法の見直し規定についての修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、平成十年度は別に費用を要しない。なお、保険負担導入に伴い、平成十一年度以降平年度において八千百万元の支出減が見込まれる。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講すべきである。

一、ハンセン病患者やH—I—V感染症患者を始めとする感染症患者等に対する差別や偏見が行われた事実等を重く受け止め、また、個別の感染症に対する特別な立法を置くことが患者等に対する差別や偏見につながったとの意見を真摯に受け止め、施策の実施に当たっては、感染症の患者等の人権を十分尊重すること。

二、感染症の新たな分類について、国民や医療関係者の理解が深まるよう、その定義の明確化に努めるとともに、その内容を本委員会に報告すること。また、これらが新たな差別や偏見にならないよう、特段の配慮を行うこと。

三、健康診断、入院、移送等が、患者等の人権に配慮し、客観的に運用されるよう手続の明確化

を図るとともに、これらの手続、退院の請求、査定請求等について、患者等に対して十分な説明が行われるように配慮すること。また、感染症指定医療機関等における通信等の自由を保障

するため、必要な措置を講ずること。

四、感染症発生動向調査の体制強化を図り、感染症の発生・拡大の防止のために必要な情報を適時的確に国民に提供・公開すること。また、

感染症情報の収集及び公表に当たっては、個人情報の保護に万全を期すとともに、国民の感染

症への過度な不安を引き起こさないよう十分留意すること。

五、国の各行政機関、地方公共団体を始めとする関係各機関の役割分担を明確にして、緊密な連携を図るとともに、保健所が地域における感染症

対策の中核的機関として十分に機能できるよう、その体制強化を図ること。

六、感染症の患者及び感染者に対し、その人権に配慮した良質かつ適切な医療が提供されるよう、医師、看護婦等の医療従事者の教育・研修、感染症専門医の育成等に努めるとともに、

感染症指定医療機関について、国立国際医療セ

ンターや大学病院の充実・活用を含め、人材・設備の両面から計画的な整備を進めるこ

と。

七、安全面に配慮した病原体等安全管理基準のレ

ベル4に対応する施設の在り方についての検討、国立感染症研究所等の機能強化を始めとする感染症の病原体や抗体の検査体制の整備に努めること。また、感染症の治療・予防のための医薬品の開発等の研究を推進するとともに、必

要に応じ拡大治験の活用を図ること。

八、性感染症及びH—I—V感染症の予防について、特定感染症予防指針において総合的な対応を図るとともに、これらの手続、退院の請求、査定請求等について、患者等に対して十分な説明が行われるように配慮すること。

九、新感染症の発生や特定の感染症の集団発生に対するため、必要な措置を講ずること。

十、医療機関、老人福祉施設等における院内感染防止対策を強力に進めること。

十一、必要なワクチンや予防接種に関する適切な情報を持ち、予防接種に対する適切な説明をしては、國の責任において、積極的な対策を講ずること。

十二、医療機関、老人福祉施設等における院内感染防止対策を強力に進めること。

十三、検疫については、国内の感染症予防対策と海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

十四、検疫については、国内の感染症予防対策と海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

十五、検疫については、国内の感染症予防対策と海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

十六、検疫については、国内の感染症予防対策と海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

十七、検疫については、国内の感染症予防対策と海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

十八、検疫については、国内の感染症予防対策と海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

十九、検疫については、国内の感染症予防対策と海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

二十、検疫については、国内の感染症予防対策と海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

二十一、検疫については、国内の感染症予防対策と海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

二十二、検疫については、国内の感染症予防対策と海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

二十三、検疫については、国内の感染症予防対策と海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

二十四、検疫については、国内の感染症予防対策と海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

二十五、検疫については、国内の感染症予防対策と海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

二十六、検疫については、国内の感染症予防対策と海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

二十七、検疫については、国内の感染症予防対策と海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

目次

第一章 総則(第一条～第八条)

第二章 基本指針等(第九条～第十二条)

第三章 感染症に関する情報の収集及び公表(第十三条～第十六条)

第四章 健康診断、就業制限及び入院(第十七条～第二十条)

第五章 消毒その他の措置(第二十一条～第三十条)

第六章 医療(第三十一条～第四十四条)

第七章 新感染症(第四十五条～第五十三条)

第八章 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置(第五十四条～第五十六条)

第九章 費用負担(第五十七条～第六十三条)

第十章 雑則(第六十四条～第六十六条)

第十一章 罰則(第六十七条～第六十九条)

附則

第九章 費用負担(第五十七条～第六十三条)

第十章 零則(第六十四条～第六十六条)

第十一章 罰則(第六十七条～第六十九条)

附則

(基本理念)

第二条 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施

策は、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう

に、感染症の患者等の人権に配慮しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図ることとともに、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権の保護に留意しなければならない。

2 國及び地方公共団体は、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

3 国は、感染症に関する情報の収集、研究等の推進を図るために体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前一項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

(国民の責務)
第四条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれるこ

とがないようにしなければならない。

(医師等の責務)

第五条 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関する国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

7 この法律において「一類感染症」とは、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱をいう。

8 この法律において「二類感染症」とは、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフスをいう。

9 この法律において「三類感染症」とは、急性灰血性大腸菌感染症をいう。

10 この法律において「四類感染症」とは、インフルエンザ、ウイルス性肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、クリプトスピロジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻疹、マラリア、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症その他の感染性の疾病であって、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生省令で定めるものをいう。

11 この法律において「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生大臣が指定した病院をいう。

12 この法律において「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

13 この法律において「第二種感染症指定医療機

の疾病（一類感染症、二類感染症及び三類感染症を除く。）であつて、第三章から第六章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、国民の

生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

7 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であつて、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかる場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病的まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

8 この法律において「疑似症患者」とは、感染症の疑似症を呈している者をいう。

9 この法律において「無症状病原体保有者」とは、感染症の病原体を保有している者であつて当該感染症の症状を呈していないものをいう。

10 この法律において「感染症指定医療機関」とは、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関をいう。

11 この法律において「第一種感染症指定医療機

機」とは、一類感染症の患者の入院を担当させ

る医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

(指定感染症に対するこの法律の準用)

第七条 指定感染症については、一年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより次条、第三章から第六章まで及び第八章から第十章までの規定の全部又は一部を準用する。

2 前項の政令で定められた期間は、当該政令で定められた疾病について同項の政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。

3 厚生大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聽かなければならない。

(疑似症患者及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用)

第八条 一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるものの疑似症患者については、それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

2 一類感染症の無症状病原体保有者については、一類感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

3 第二章 基本指針等

(基本指針)

第九条 厚生大臣は、感染症の予防の総合的な推進を図るために基本的な指針（以下「基本指針」）

6 この法律において「指定感染症」とは、感染性

7 この法律において「第一種感染症指定医療機

8 この法律において「第二種感染症指定医療機

9 この法律において「第一種感染症指定医療機

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。	
一 感染症の予防の推進の基本的な方向	
二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	
三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	
四 感染症に関する医療を提供する体制の確保に関する事項	
五 感染症に関する調査及び研究に関する事項	
六 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項	
七 感染症に関する啓発及び知識の普及に関する事項	
八 緊急時における国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制に関する事項	
九 その他感染症の予防の推進に関する重要な事項	
3 厚生大臣は、少なくとも五年ごとに基本指針に再検討を加え、必要があると認めたときは、これを変更するものとする。	
4 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、公衆衛生審議会の意見を聽かなければならない。	
5 厚生大臣は、予防計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生大臣に提出するとともに、公表しなければならない。 (特定感染症予防指針)	
第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。	
3 都道府県は、予防計画が変更された場合には、予防計画に再検討を加え、必要があると認めるとときは、これを変更するものとする。	
4 都道府県は、都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならぬ。	
5 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生大臣に提出するとともに、公表しなければならない。 (特定感染症予防指針)	
第十三条 医師は、エボラ出血熱、マールブルグ病その他の一類感染症、二類感染症又は三類感染症のうち政令で定める感染症)に当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物について、当該動物が当該感染症にかかり、又はかかりている疑いがあると診断したときは、直ちに、当該動物の所有者(所有者以外の者が管理する場合においては、その者。以下この条において同じ。)の氏名その他厚生省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。	
2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生省令で定める期間内に当該届出の内容を厚生大臣に報告しなければならない。	
3 前二項の規定による届出を受けた都道府県知事は、直ちに、当該届出の内容を厚生大臣に報告しなければならない。	
4 都道府県知事は、その管轄する区域外において飼育されていた動物について第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、当該動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。	
第十四条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策に関する計画(以下この条において「予防計画」という。)を定めなければならない。 (予防計画)	
第十一条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(以下この条において「予防計画」という。)を作成し、公表するものとする。	

5 第一項及び前二項の規定は獸医師が第一項の

政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかる疑いがあると検査した場合について、前述の規定は所有者が第一項の政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっていった疑いがあると認めた場合について準用する。

(感染症の発生の状況及び動向の把握)

第十四条 都道府県知事は、厚生省令で定めるとこにより、開設者の同意を得て、四類感染症のうち厚生省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所(以下この条において「指定届出機関」という。)を指定する。

2 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が前項の厚生省令で定める四類感染症の患者(厚生省令で定める四類感染症の無症状病原体保有者を含む。以下この項において同じ。)を診断し、又は前項の厚生省令で定める四類感染症により死亡した者の死体を検査したときは、厚生省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他厚生省令で定める事項を当該指定届出機関の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、当該届出の内容を厚生大臣に報告しなければならない。

4 指定届出機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

5 都道府県知事は、指定届出機関の管理者が第二項の規定に違反したとき、又は指定届出機関

が同項の規定による届出を担当するについて不適当であると認められるに至ったときは、その指定を取り消すことができる。

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症若しくは四類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者又は新

感染症の所見がある者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 一類感染症、二類感染症、三類感染症若しくは四類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者又は新感染症の所見がある者その他の関係者は、前項の規定による質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。

3 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生大臣に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定を実施するため特に必要があると認めるときは、厚生大臣に

感染症に関する研究を行っている機関の職員の派遣を実施するため必要な協力を求めることができる。

6 第二項の規定は、前項の規定により派遣されれた職員について準用する。

7 第二項の証明書に記載する事項は、厚生省

令で定める。

(情報の公表)

第十六条 厚生大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の予防のための情報を積極的に公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(健康診断)

第十七条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該感染症にかかるとしているかどうかに關する

医師の健康診断を受け、又はその保護者(親権者)に對し、かつ、関係者の請求があるときは、これ

を提示しなければならない。

4 都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生大臣に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定を実施するため特に必要があると認めるときは、厚生大臣に

感染症に関する研究を行っている機関の職員の派遣を実施するため必要な協力を求めることができる。

6 第二項の規定は、前項の規定により派遣されれた職員について準用する。

7 第二項の証明書に記載する事項は、厚生省

しないで健康診断の勧告をし、又は健康診断の措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

2 前項に規定する患者及び無症状病原体保有者は、当該者又はその保護者が同項の規定による届出を受けた場合には、当該者又はその保護者に対し、当該届出の内容その他の厚生省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

(就業制限)

第十八条 都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類感染症又は三類感染症の患者又は無症状病原体保有者に係る第十二条第一項の規定による届出を受けた場合には、当該者又はその保護者に對し、当該届出の内容その他の厚生省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 前項に規定する患者及び無症状病原体保有者は、当該者又はその保護者が同項の規定による届出を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ことに厚生省令で定める業務に、そのおそれがなくなるまでの期間として感染症ことに厚生省令で定める期間従事してはならない。

3 前項の規定の適用を受けている者又はその保護者は、都道府県知事に対し、同項の規定の適用を受けている者について、同項の対象者ではなくなくなったことの確認を求めることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による確認の求めがあったときは、当該請求に係る第二項の規定の適用を受けている者について、同項の規定

の適用に係る感染症の患者若しくは無症状病原体保有者でないかどうか、又は同項に規定する

期間を経過しているかどうかの確認をしなければならない。

元
曉

第十九条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、

又はその保護者に対し当該患者を入院させるべき」とを勧告することができる。ただし、緊急の事態やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべき」とを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関(同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの)に入院させることができ
る。

前二項の規定に係る入院の期間は、七十二時間を超えてはならない。

5 第一項又は第二項の規定に係る入院の期間と前項の規定に係る入院の期間とを合算した期間は、七十二時間を超えてはならない。

第二十条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であつて前条の規定により入院しているものに対して十日以内の期間を定めて特

定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、十日以内の期間を定めて、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの

5 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による入院の期間を延長しようとするとときは、あらかじめ、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聽かなければならぬ。

第二十一条 都道府県知事は厚生省令で定めるところにより、前二条の規定により入院する患者を、当該入院に係る病院又は診療所に移送しなければならない。

(退院)
第二十二条 都道府県知事は、第十九条又は第二十条の規定により入院している患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、当該入院している患者を退院させなければならない。
病院又は診療所の管理者は、第十九条又は第

三十条の規定により入院している患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。

國一

に対し、当該患者の退院を求めることができ
る。

都道府県知事は、前項の規定による退院の求
めに對し、当該患者の退院を求める」ことができ
る。

(書面による通知) 院に係る一類感染症の病原体を保有しているか
めがあったときは、当該患者について、当該人
どうかの確認をしなければならない。

二十三條 第十七条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事が第十九条第一項及び第二十一条第一項に規定する入院の勧告、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第三項及び第三項に規定する入院の措置並びに同条第四項に規定する入院の期間の延長をする場合について準用する。

二十四条 都道府県知事の認問に応じ 第二十一
定による入院の期間の延長に関する必要な事項
設置する都道府県において、特に必要があると
を審議させるため、各保健所に感染症の診査に
関する協議会(以下この条において「協議会」と
いう。)を置く。
前項の規定にかかわらず、二以上の保健所を
認めるときは、一以上の保健所について一の協
議会を置くことができる。

第一項に規定する協議会は、委員二人以上で

委員は、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者(感染症指定医療機関の医師を除く。)及び医療以外の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。ただし、その過半数は、医師のう

ちから任命しなければならない。

5 この法律に規定するもののほか、協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(審査請求の特例)

第二十五条 第二十条第一項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えるもの又はその保護者は、同条第二項又は第三項に規定する入院の措置について文書又は口頭により、厚生大臣に審査請求(再審査請求を含む。以下この条において同じ。)をすることができる。

2 厚生大臣は、前項の審査請求があつたときは、当該審査請求があつた日から起算して五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、行政不作為を含む。以下この条において同じ。)をすることができる。

4 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えたときは、厚生大臣は、当該審査請求に係る入院している患者が同条第二項又は第三項の規定により入院した日から起算して三十五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

5 厚生大臣は、第二項の裁決又は第三項の裁決(入院の期間が三十日を超える患者に係るものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聽かなければならぬ。

6 厚生大臣は、第二項の裁決又は第三項の裁決(準用)

第二十六条 第十九条から第二十三条まで及び前条の規定は、一類感染症の患者について準用する。この場合において、第十九条第一項及び第二項並びに第二十条第一項及び第二項中「特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関」とあり、並びに第十九条第一項及び第二十条第二項中「特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関」とあるのは「感染症指定医療機関」と、第二十二条第一項及び第二項中「一類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは「一類感染症の病原体を保有していないこと」又は当該感染症の症状が消失したこと」と、同条第四項中「一類感染症の病原体を保有しているかどうか」とあるのは「一類感染症の病原体を保有しているかどうか」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章 消毒その他の措置

(感染症の病原体に汚染された場所の消毒)

第二十七条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はその病原体を保有しているかどうか、又は当該感染症の症状が消失したかどうかと読み替えることは、政令で定める。

2 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はその病原体を保有しているかどうかとあるのは「一類感染症の病原体を保有していないこと」と、同条第四項中「一類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは「一類感染症の病原体を保有していないこと」又は当該感染症の症状が消失したこと」と、同条第四項中「一類感染症の病原体を保有しているかどうか」とあるのは「一類感染症の病原体を保有しているかどうか」と読み替えることができる。

第三十条 都道府県知事は、前項に規定する命令によつては一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はその病原体を保有しているかどうかとあるのは「一類感染症の病原体を保有していないこと」と、同条第四項中「一類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは「一類感染症の病原体を保有していないこと」と読み替えることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によつては一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はその病原体を保有しているかどうかとあるのは「一類感染症の病原体を保有していないこと」と、同条第四項中「一類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは「一類感染症の病原体を保有していないこと」と読み替えることができる。

(死体の移動制限等)

第三十一条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はその病原体を保有しているかどうかとあるのは「一類感染症の病原体を保有していないこと」と、同条第四項中「一類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは「一類感染症の病原体を保有していないこと」と読み替えることができる。

は、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止することができる。

2 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、都道府県知事の許可を受けたときは、埋葬することができる。

3 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、二十四時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

(生活の用に供される水の使用制限等)

第三十一条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めて、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずることができる。

2 市町村は、都道府県知事が前項の規定により生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、同項に規定する期間中、都道府県知事の指示に従い、当該生活の用に供される水の使用者に対して、生活の用に供される水を供給しなければならない。

(建物に係る措置)

第三十二条 都道府県知事は、一類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該感染症のまん延を防止するため必要な措置を講ずることができる。

必要があると認める場合であって、消毒により難いときは、厚生省令で定めるところにより、期間を定めて、当該建物への入りを制限し、又は禁止することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する措置によつても一類感染症のまん延を防止できない場合であつて、緊急の必要があると認められるときには、政令で定める基準に従い、七十二時間以内の期間を定めて、当該感染症の患者がいる場所その他当該建物について封鎖その他当該感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずることができる。

(交通の制限又は遮断)

第三十三条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認める場合であつて、消毒により難いときは、政令で定める基準に従い、七十二時間以内の期間を定めて、当該感染症の患者がいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断することができる。

(必要な最小限度の措置)

第三十四条 第二十七条から前条までの規定により実施される措置は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

(質問及び調査)

第三十五条 都道府県知事は、第二十七条から第

その他当該感染症の病原体に汚染された場所若しくは汚染された疑いがある場所に立ち入り、その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 前二項の規定は、市町村長が第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項又は第三十二条第二項に規定する措置を実施するため必要があると認める場合について準用する。

5 第二項の証明書に記載する事項は、厚生省令で定める。

(書面による通知)

第三十六条 都道府県知事は、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項又は第三十一条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合には、その名あて人又はその保護者に対し、当該措置を実施する旨及びその理由を由その他厚生省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

第六章 医療

(入院患者の医療)

第三十七条 都道府県は、都道府県知事が第十九条若しくは第二十条(これららの規定を第二十六条において準用する場合を含む)又は第四十六条において準用する場合を含む)又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者(新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ)又はその保護者から申請があつたときは、当該患者が感染症指定医療機関において受けける次に掲げる医療に要する費用を負担する。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置 手術及びその他の治療

四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2 都道府県は、前項に規定する患者若しくはその配偶者又は民法明治十九年法律第八十九号)第八百七十七条规定する扶養義務者が前項の費用の全部又は一部を負担することが

官報 (号外)

できると認められるときは、同項の規定にかかるわらず、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

3 第一項の申請は、当該患者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に対してしなければならない。

(感染症指定医療機関)

第三十八条 特定感染症指定医療機関の指定は、その開設者の同意を得て、当該病院の所在地を管轄する都道府県知事と協議した上、厚生大臣が行うものとする。

2 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定は、厚生大臣の定める基準に適合する病院について、その開設者の同意を得て、都道府県知事が行うものとする。

3 感染症指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、前条の規定により都道府県が費用を負担する感染症の患者及び新感染症の所見がある者の医療を担当しなければならない。

4 特定感染症指定医療機関は、前条第一項各号に掲げる医療のうち新感染症の所見がある者並びに一類感染症及び二類感染症の患者に係る医療について、厚生大臣が行う指導に従わなければならない。

5 第一種感染症指定医療機関は、前条第一項各号に掲げる医療のうち一類感染症及び二類感染症の患者に係る医療について、厚生省令で定めるところにより都道府県知事が行う指導に従わなければならない。

6 第二種感染症指定医療機関は、前条第一項各号に掲げる医療のうち一類感染症の患者に係る医療について、厚生省令で定めるところにより

都道府県知事が行う指導に従わなければならない。

(診療報酬の請求、審査及び支払)

第三十九条 感染症指定医療機関は、診療報酬のうどする費用を、都道府県に請求するものとする。

7 感染症指定医療機関は、その指定を辞退しようとするとときは、辞退の日の一年前までに、特定感染症指定医療機関については厚生大臣に、

第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関については都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

8 感染症指定医療機関が、第三項から第六項までの規定に違反したとき、その他前条に規定する医療を行うについて不適当であると認められると至ったときは、特定感染症指定医療機関については厚生大臣、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関については都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。

(他の法律による医療に関する給付との調整)

第三十九条 第三十七条第一項の規定により費用の負担を受ける感染症の患者(新感染症の所見がある者を除く)が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第七十九号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十二号)、労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)。他の法律において準用し、又は例による場合を含む)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)又は老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定により医療に関する給付を受けたことができる者であるときは、都道府県は、

その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

6 第二種感染症指定医療機関は、前条第一項各号に掲げる医療のうち一類感染症の患者に係る医療について、厚生省令で定めるところにより都道府県知事が行う指導に従わなければならない。

7 第二種感染症指定医療機関が行う第三十七条第一項各号に掲げる医療に関する診療報酬

都道府県は、前項の規定により都道府県が負担する費用を、都道府県に請求するものとする。

2 都道府県は、前項の費用を当該感染症指定医療機関に支払わなければならない。

3 都道府県知事は、感染症指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を隨時審査し、かつ、感染症指定医療機関が第一項の規定によって請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

4 感染症指定医療機関は、都道府県知事が行う前項の規定による決定に従わなければならぬ。

5 都道府県知事は、第三項の規定により診療報酬の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聽かなければならない。

6 都道府県は、感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

7 第二項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(診療報酬の基準)

第四十一条 感染症指定医療機関が行う第三十七条第一項各号に掲げる医療に関する診療報酬

は、健康保険の診療報酬の例によるものとする。

2 前項に規定する診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適當としたいときの診療報酬は、厚生大臣が公衆衛生審議会に諮問して定めるところによる。

(緊急時等の医療に係る特例)

第四十二条 都道府県は、第十九条若しくは第二十条(これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む)又は第四十六条の規定により

感染症指定医療機関以外の病院又は診療所に入院した患者(新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ)が、当該病院又は診療所から第三十七条第一項各号に掲げる医療を受けた場合においては、その医療に要した費用につき、当該患者又はその保護者の申請により、同項の規定によって負担する額の例により算定した額の療養費を支給することができる。

これらの者が感染症指定医療機関から同項各号に掲げる医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同項の申請をしないで行われたものであるときも、同様とする。

3 第二項の療養費は、当該患者が当該医療を受けた当時それが必要であったと認められる場合に限り、支給するものとする。

4 第二項の規定は、前項の申請について準用する。

5 第二項の療養費は、当該患者が当該医療を受けることによる診療報酬の額の決定については、行政不服審査法による不服申立てをする

(報告の請求及び検査)

第四十三条 厚生大臣又は都道府県知事は、第三十七条第一項に規定する費用の負担を適正なものとするため必要があると認めるときは、感染

症指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に感染症指定医療機関についてその管理者の同意を得て実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 感染症指定医療機関が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めさせ、又は差し止めることができる。

第四十四条 この法律に規定するもののほか、第三十七条第一項の申請の手続、第四十条の診療報酬の請求並びに支払及びその事務の委託の手続その他この章で規定する費用の負担に関する必要な事項は、厚生省令で定める。

第七章 新感染症

(新感染症に係る健康診断)

第四十五条 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該新感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該新感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者を特定感染症指定医療機関(同項の規定による勧告に従わないときは、特定期間の新感染症指定医療機関以外の病院であつて当該新感染症を公衆にまん延させるおそれがない旨の意見を述べること)に入院させることができる。

3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院していいる新感染症の所見がある者を、前二項の規定により入院したときから起算して十日以内の期間を定めて、当該新感染症の所見がある者が入院している病院以外の病院であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

4 第四十九条 第十七條第三項及び第四項の規定

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案

3 第十七條第三項及び第四項の規定は、都道府県知事が第一項に規定する健康診断の勧告又は前項に規定する健康診断の措置を実施する場合について準用する。

(新感染症の所見がある者の入院)

第四十六条 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新感染症の所見がある者に対し十日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該新感染症の所見がある者を入院させるべきことを勧告することができる。

(新感染症に係る消毒その他の措置)

第四十七条 都道府県知事は、前条の規定により入院する新感染症の所見がある者を当該入院に係る病院に移送しなければならない。

4 第四十八条 都道府県知事は、第四十六条の規定により入院している者について、当該入院に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されたときは、当該入院している者を退院させなければならない。

5 市町村長は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなし、第三十五条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させることができる。

4 都道府県知事は、前二項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る新感染症の所見がある者について入院を継続する必要があると認めるときは、十日以内の期間を定めて入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときは、同様とする。

5 第五十五条 都道府県知事は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第二十七条から第三十三条まで及び第三十五条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。

(新感染症に係る消毒その他の措置)

4 第三十五条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項又は第三十一条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に準用する。

5 第三十六条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第三十二条第一項、第三十三条第一項又は第三十四条第一項に規定する措置を実施させることについて準用する。

6 第三十七条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第三十二条第一項、第三十三条第一項又は第三十四条第一項に規定する措置を実施させることについて準用する。

7 第三十八条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第三十二条第一項、第三十三条第一項又は第三十四条第一項に規定する措置を実施させることについて準用する。

8 第三十九条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第三十二条第一項、第三十三条第一項又は第三十四条第一項に規定する措置を実施させることについて準用する。

9 第四十一条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第三十二条第一項、第三十三条第一項又は第三十四条第一項に規定する措置を実施させることについて準用する。

10 第四十二条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第三十二条第一項、第三十三条第一項又は第三十四条第一項に規定する措置を実施させることについて準用する。

11 第四十三条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第三十二条第一項、第三十三条第一項又は第三十四条第一項に規定する措置を実施させることについて準用する。

12 第四十四条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第三十二条第一項、第三十三条第一項又は第三十四条第一項に規定する措置を実施させることについて準用する。

13 第四十五条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第三十二条第一項、第三十三条第一項又は第三十四条第一項に規定する措置を実施させることについて準用する。

14 第四十六条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第三十二条第一項、第三十三条第一項又は第三十四条第一項に規定する措置を実施させることについて準用する。

15 第四十七条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第三十二条第一項、第三十三条第一項又は第三十四条第一項に規定する措置を実施させることについて準用する。

16 第四十八条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第三十二条第一項、第三十三条第一項又は第三十四条第一項に規定する措置を実施させることについて準用する。

17 第四十九条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第三十二条第一項、第三十三条第一項又は第三十四条第一項に規定する措置を実施させることについて準用する。

6

第三十五条第四項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

7

第三十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により実施される第二十七条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第二項の規定による都道府県知事の指示に従い、市町村長が当該職員に第二十七条第一項、第二十八条第一項又は第二十九条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

8

第一項又は第五項の規定により実施される措置は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

(厚生大臣の技術的指導及び助言)

第五十一条 都道府県知事は、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第三項若しくは第四

項、第四十七条规定する措置又は前条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項、第四十七条第一項から第三十三条规定する措置その他の厚生省令で定める事項を厚生大臣に規定する措置を講じなければならない。

第三十五条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させようとする場合には、あらかじめ、当該措置の内容及び当該措置を実施する時期その他の厚生省令で定める事項を厚生大臣に通報し、厚生大臣と密接な連携を図った上で当該措置を講じなければならない。

2 厚生大臣は、前項の規定による通報を受けたときは、第四十五条から第四十八条まで及び前第一項に規定する措置を適正なものとするた

9

め、当該都道府県知事に對して技術的な指導及び助言をしなければならない。

3

厚生大臣は、前項の規定により都道府県知事に對して技術的な指導及び助言をしようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聽かなければならぬ。

4

前三項の規定は、市町村長が前条第五項の規定により第三十五条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させる場合について準用する。

(新感染症に係る経過の報告)

第五十二条 都道府県知事は、第四十五条から第

四十八条まで又は第五十条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させた場合は、その内容及びその後の経過を逐次厚生大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定は、市町村長が、第五十条第五項に規定する措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

(新感染症の政令による指定)

第五十三条 国は、新感染症に係る情報の収集及び分析により、当該新感染症の固有の病状及び

まん延の防止のために講すべき措置を示すこと

ができるようになつたときは、速やかに、政令

で定めるところにより、新感染症及び新感染症の所見がある者を一年以内の政令で定める期間

に限り、それぞれ、一類感染症及び一類感染症

の患者とみなして第三章から前章まで及び次章から第十章までの規定の全部又は一部を適用す

る措置を講じなければならない。

2 前項の政令で定められた期間は、当該政令により

10

適用することとされた規定を当該期間の経過後なお適用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。当該延長に係る政令で定める期間の経過後、これを更に延長しようとするとときも、同様とする。

11

厚生大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聽かなければならぬ。

12

第八章 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置

(輸入禁止)

第五十四条 何人も、第十三条第一項の政令で定める動物のうち政令で定めるもの(以下「指定動物」という)であつて次に掲げるものを輸入してはならない。ただし、第一号の厚生省令、農林水産省令で定める地域から輸入しなければならない特別の理由がある場合において、厚生大臣及び農林水産大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

一 第十三条第一項に規定する感染症の発生の状況その他の事情を考慮して指定動物ことに厚生省令、農林水産省令で定める地域から発送されたもの

二 前号の厚生省令、農林水産省令で定める地

域を経由したもの

(輸入検疫)

第五十五条 指定動物を輸入しようとする者(以下「輸入者」という)は、輸出国における検査の結果、第十三条第一項の政令で定める感染症のうち指定動物ごとに政令で定めるものにかかるない旨又はかかっている疑いがない旨その

13

他厚生省令、農林水産省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添付しなければならない。

14

指定動物は、農林水産省令で定める港又は飛行場以外の場所で輸入してはならない。

15

輸入者は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定動物の種類及び数量、輸入の時期及び場所その他の農林水産省令で定める事項を動物検疫所に届け出なければならない。この場合において、動物検疫所長は、次項の検査を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る輸入の時期又は場所を変更すべきことを指示することができる。

4 輸入者は、動物検疫所又は第二項の規定により定められた港若しくは飛行場内の家畜防疫官が指定した場所において、指定動物について、第一項の政令で定める感染症にかかっているかどうか、又はその疑いがあるかどうかについての家畜防疫官による検査を受けなければならない。

5 家畜防疫官は、前項の検査を実施するため必要があると認めるときは、当該検査を受ける者に対し、必要な指示をすることができる。

6 前各項に規定するもののほか、指定動物の検疫に關し必要な事項は、農林水産省令で定め

(検査に基づく措置)

第五十六条 家畜防疫官が、前条第四項の検査において、第十三条第一項の政令で定める感染症

にかかり、又はかかるている疑いがある指定動物を発見した場合については、同条の規定は、適用しない。この場合において、動物検査所長は、直ちに、当該指定動物の輸入者の氏名その他同項の厚生省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、直ちに、当該通知の内容を厚生大臣に報告しなければならない。

3 動物検査所長は、第一項に規定する指定動物について、農林水産省令で定めるところにより、家畜防疫官に隔離、消毒、殺処分その他必要な措置をとらせることができる。

第九章 費用負担

(市町村の支弁すべき費用)

第五十七条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第二十七条第一項の規定により市町村が行う消毒(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用

二 第二十八条第二項の規定により市町村が行うねずみ族、昆虫等の駆除(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用

三 第二十九条第二項の規定により市町村が行う消毒(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用

四 第三十一条第二項の規定により市町村が行う生活の用に供される水の供給(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用

五 第四十二条第一項の規定による療養費の支給に要する費用

(都道府県の負担)

第六十三条 市町村長は、第二十七条第一項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十八条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第十四条から第十六条までの規定により実施される事務に要する費用

二 第十七条又は第四十五条の規定による健康診断に要する費用

三 第十八条第四項、第二十二条第四項(第二十一条において準用する場合を含む。)又は第四十八条第四項の規定による確認に要する費用

四 第二十一条(第二十一条において準用する場合を含む。)又は第四十七条の規定による移送に要する費用

五 第二十九条第二項の規定による措置(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用

六 第二十九条第二項の規定による建物に係る措置(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用

七 第二十九条第二項の規定による交通の制限又は遮断(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用

八 第三十七条第一項の規定により負担する費用

九 第四十二条第一項の規定による療養費の支給に要する費用

(都道府県の負担)

第五十九条 都道府県は、第五十七条の費用に対

(都道府県の補助)

第六十条 都道府県は、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関の設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

2 市町村長は、第二十八条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該ねずみ族、昆虫等が存在する区域の管理をする者又はその代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した実費を徴収することができる。

3 国は、第五十八条第八号及び第九号の費用に對して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

4 国は、第五十八条第一号から第七号まで及び第五十九条の費用に對して、政令で定めるところにより、その二分の一を負担する。

(国の補助)

第六十二条 国は、第六十条の費用に對して、政令で定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

2 国は、特定感染症指定医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、特定感染症指定医療機関の設置及び運営に要する費用の一部を補助することができる。

3 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

4 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

5 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

6 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

7 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

8 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

9 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

10 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

11 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

12 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

13 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

14 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

15 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理者を有する者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。

。

官 報 (号 外)

「県」とあるのは「市」又は「区」とする。

2 特別区にあつては、第三十一条第一項及び第五十七条(第四号の規定に係る部分に限る。)中「市町村」とあるのは、「都」とする。

第六十五条 前条第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第六十六条 この法律の規定に基づき命令を制定する場合は、その命令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることがで
きる。

第十一章 罰則

第六十七條 医師が、感染症の患者(疑似症患者及び無症状病原体保有者並びに新感染症の所見がある者を含む。次条において同じ。)であるかどうかに関する健康診断又は当該感染症の治療に際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十二章から第十九

第十二条から第十四条までの規定(こゝの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によりて準用される場合(同条第二項)の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下同じ。)及び第五十三条第一項の規定による。以下同じ。)の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下同じ。)を含む。)によ

る届出の受理、第十五条(第七条第一項の規定

万円以下の罰金に処する

一 第十二条第一項又は同条第四項において準用する同条第一項の規定(これらの規定が第

七条第一項の規定に基づく政令によつて準用

違反した者

される場合を含む。)の規定による質問若しくは調査、第十七條(第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場

合を含む。若しくは第四十五条の規定による健康診断、第十九条、第二十条若しくは第二十六条において準用する第十九条若しくは第二十条

の規定(これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用さ

獸醫師

づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)の規定による通知を受けた者であつて第十八条第二項(第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。)の規定に違反して適用される場合を含む。)の規定による通知を受けた者であつて第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)の規定に違反した者

四 第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一
条第一項、第三十二条第一項又は第三十三条各の規定(これらの規定が第七条第一項の規定

に基づく政令によつて準用される場合及び第
二三条第一項の規定に基づく政令によつて

五十二条第一項の規定に基く政令によつて適用される場合を含む。)による都道府県知事(保健所を設置する市及び特別区の長を含む。)(第二百一十一条第一項の規定によりお

五 第三十条第二項第七条第一項の規定に
づく政令によって準用される場合及び第五十
施される場合を含む。に従わなかった者

平成十年四月三十日 参議院会議録第二十四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案

規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 第六条に規定する感染症の範囲及びその類型については、少なくとも五年ごとに、医学的進歩の推移、国際交流の進展等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(伝染病予防法等の廃止)

第三条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)
二 性病予防法(昭和二十三年法律第百六十七号)

三 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律
(平成元年法律第一号)

(伝染病予防法の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた医師の診断又は検査に係る前条の規定による廃止前の伝染病予防法(以下「旧伝染病予防法」という。)第三条及び第三条ノ二の規定による届出については、なお従前の例による。

第五条 施行日前に行われた旧伝染病予防法第十二条第一項の規定による許可是、第三十条第二項の規定による許可とみなす。

第六条 施行日前に行われた措置に係る旧伝染病予防法第二十一条に規定する費用についての市町村の支弁、都道府県の支出及び国庫の負担並びに旧伝染病予防法第二十一条及び第二十二条ノ二に規定する費用についての都道府県又は保健所を設置する市の支弁及び国庫の負担について

ては、なお従前の例による。

第七条 施行日前に行われた措置に係る旧伝染病予防法第二十一条又は第二十七条の規定に基づく費用の追徴については、なお従前の例によ

る。

(感染症指定医療機関の指定の特例)

第八条 都道府県知事は、当該地域において感染症指定医療機関が不足し、感染症の蔓延の防止に著しい支障が生ずると認められる場合に

は、第三十八条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際に存する旧伝染病予防法第十七条に規定する伝染病院又は隔離病舎であつて適当と認めるものを一回を限り第一種感染症指定医療機関に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、施行日から五年を経過したときは、その効力を失うものとする。

3 市町村は、感染症指定医療機関が充足するまでの間、第一項の規定による都道府県知事の措置に協力しなければならない。

(性病予防法の廃止に伴う経過措置)

第九条 施行日前に行われた医師の診断に係る附則第三条の規定による廃止前の性病予防法(次条において「旧性病予防法」という。)第六条第一項の規定による届出については、なお従前の例による。

第十条 施行日前に行われた措置に係る旧性病予防法第十七条各号に掲げる費用についての都道

府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び国庫の負担並びに旧性病予防法第十八条に規定する費用についての市町村の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

第十一条 施行日前に行われた措置に係る旧性病予防法第十七条各号に掲げる費用についての都道

府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び国庫の負担並びに旧性病予防法第十八条に規定する費用についての市町村の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

(後天性免疫不全症候群の予防に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第十一条 施行日前に行われた医師の診断に係る全症候群の予防に関する法律(次条において「旧後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」という。)第五条の規定による報告については、な

お従前の例による。

第十二条 施行日前に行われた旧後天性免疫不全症候群の予防に関する法律第十二条第一項の規定により適用するものとされた旧伝染病予防法第二十二条及び第二十二条ノ二に規定する措置に要する費用についての都道府県又は保健所を設置する市の支弁及び国庫の負担については、

なお従前の例による。

(施行のために必要な準備)

第十三条 厚生大臣は、第九条に規定する基本指針又は第十二条に規定する特定感染症予防指針を定めようとするときは、施行日前においても公衆衛生審議会の意見を聞くこと及び関係行政機関の長との協議をすることができる。

(刑法施行法の一部改正)

第十四条 施行日前にした行為及びこの法律の附則において「旧性病予防法」という。)第六条第一項の規定による届出に係るこの法律に対する罰則におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(監獄法の一部改正)

第十五条 監獄法(明治四十一年法律第二十九号)の一部を次のように改定する。

第十六条 刑法第二編第四章第九節ノ規定ハ当分ノ内刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

(物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一一部改正)

第十七条 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改定する。

第十八条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第十九条 中外、左に「ほか、次に」に改め、同条第一号中「伝染病予防」を「感染症予防」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第二十条 第四号中「法定伝染病及び性病」を「及び感染症」に改める。

十年法律第
号)ニ定ムル感染症指定医療機関ヘノ入院ヲ要スル類型ノ感染症」に改めること。

第三十九条中「種痘其他伝染病」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「感染症指定医療機関ヘノ入院ヲ要スル類型ノ感染症」に改める。

第四十一条中「伝染病者」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」二定ムル感染症指定医療機関ヘノ入院ヲ要スル類型ノ感染症ニ罹リタル者」に改める。

第四十三条第一項中「伝染病」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」二定ムル感染症」に改める。

二定ムル感染症」に改める。

ノ感染症ニ罹リタル者」に改める。

二、感染症の新たな分類について、国民や医療関係者の理解が深まるよう、その定義の明確化に努めるとともに、その内容を本委員会に報告すること。また、これらが新たな差別や偏見につながらないよう、特段の配慮を行うこと。

三、健康診断、入院、移送等が、患者等の人権に配慮し、客観的に運用されるよう手続の明確化を図ることとともに、これらの手続、退院の請求、審査請求等について、患者等に対して十分な説明が行われるように配慮すること。また、感染症指定医療機関等における通信等の自由を保障するため、必要な措置を講ずること。

四、感染症発生動向調査の体制強化を図り、感染症の発生・拡大の防止のために必要な情報を適時・的確に国民に提供・公開すること。また、感染症情報の収集及び公表に当たっては、個人情報の保護に万全を期すとともに、国民の感染症への過度な不安を引き起さないように十分留意すること。

五、国の各行政機関、地方公共団体を始めとする関係各機関の役割分担を明確にし、緊密な連携を図ることとともに、保健所が地域における感染症対策の中核的機関として十分に機能できるよう、その体制強化を図ること。

六、感染症の患者及び感染者に対し、その人権に配慮した良質かつ適切な医療が提供されることに努め、医師、看護婦等の医療従事者の教育・研修、感染症専門医の育成等に努めること。

七、安全面に配慮した病原体等安全管理基準のレベル4に対応する施設の在り方についての検

討、国立感染症研究所等の機能強化を始めとする感染症の病原体や抗体の検査体制の整備に努めること。また、感染症の治療・予防のための医薬品の開発等の研究を推進するとともに、必要に応じ拡大治験の活用を図ること。

八、性感染症及びHIV感染症の予防について、特定感染症予防指針において総合的な対応を図ることとともに、これらの患者・感染者に対する医療・施策が更に充実するよう努めること。

九、新感染症の発生や特定の感染症の集団発生に対する対応、直ちに専門家からなるプロジェクトチームが結成できるよう、感染症に対する危機管理体制の確立を図ること。また、新感染症については、国の責任において、積極的な対策を講ずること。

十、医療機関、老人福祉施設等における院内感染防止対策を強力に進めること。

十一、必要なワクチンや予防接種に関する適切な情報を国民に提供・公開し、予防接種に対する国民の理解を深めることにより、接種率の向上に引き続き努力すること。

十二、地球規模化する感染症問題に対応し、日本における感染症対策の水準の向上を図るため、海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

十三、検疫については、国内の感染症予防対策と連携のとれた一元的な運用に努めるとともに、感染症発生の状況・段階に応じて的確に対応できるよう、検疫所の機能強化を図ること。

右決議する。

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十年三月十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

とみなして、この法律を適用する。

2 前条第一号に掲げる感染症の病原体を保有している者であつて当該感染症の症状を呈していないものについては、同号に掲げる感染症の患者とみなして、この法律を適用する。

第五条各号列記以外の部分中「陸揚」を「陸揚げ」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に、「陸揚」を「陸揚げ」に改め、同条第一号中「陸揚」を「陸揚げ」に改めること。

第六条及び第十三条第一項中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に改める。

第七条を「第二十七条の二」に改めること。

第一条「検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)」の一部を次のように改正する。

目次中「衛生措置」を「衛生業務」に、「第二十一条」を「第二十七条の二」に改めること。

第一条中「伝染病」を「感染症」に改める。

第二条の見出しを「(検疫感染症)」に改め、同条中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に、「コレラ、ペスト及び黄熱」を「次に掲げる感染症」に改め、同条に次の各号を加える。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二号)に規定する一類感染症

二 コレラ
三 黄熱

第一条の次に次の二条を加える。

(疑似症及び無症状病原体保有者に対する)
の法律の適用)

第二条の二 前条第一号に掲げる感染症又はコレラの疑似症を呈している者については、それぞれ同号に掲げる感染症又はコレラの患者

が発生し、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときに限る。」を加え、同項第三号中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に、「よりがたい」を「より難い」に改め、同項第四号及び第五号中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に改める。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

報 (号外)

臣は、当該審査請求に係る隔離されている者
が同号の規定により隔離された日から起算し
て三十五日以内に、当該審査請求に対する裁
決をしなければならない。

に、「もあり」を「最寄り」に改める。
第二十一条第一項中「次の各号に
を具備してを「次に掲げる要件の

して」に、「より」を「最寄り」に改め、同項第
一項中「検疫传染病」を「検疫感染症」に改め、同

れてはいる者であつて当該隔離の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、行政不服審査法に基づき検疫所長に審査請求をし、か

は、検査所長は、直ちに、事件を厚生大臣に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

前項の規定により事件が移送されたときは、はじめから、厚生大臣に審査請求があつたものとみなして、第三項の規定を適用す

厚生大臣は、第二項の裁決又は第三項の裁決(隔離の期間が三十日を超える者に係るものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聽かなければならぬ。

第十七条中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に改める。
第十八条中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に、
「汚染した」を「感染した」に改める。

第十九条第一項中「検疫伝染病患者又は検疫
染病」を「検疫感染症の患者又は検疫感染症」

に規定する感染症で検疫感染症」に、「伝染病

の「」を「感染症の」に改める。

「実費を勘案して政令で定める額の」に、「検疫

「伝染病」を「検疫感染症」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(検疫感染症以外の感染症に関する診察等)

する者又は第十二条に規定する者が、実費を

勘案して政令で定める額の手数料を納めて、

に関する法律第六条第三項から第六項までに

規定する感染症で検査感染症以外のものにつき、政令で定める感染症に関する診察、病原体

の有無に関する検査若しくは予防接種又はこれらの事項に関する証明書の交付を求めたと

きは、当該検疫所における検疫業務に支障の

ない限り、これに応することができる。
(都道府県知事等との連携)

に規定する診察の結果に基づき、当該診察を

受けた者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第一項から第

四項までに規定する感染症又は同条第六項に規定する指定感染症(当該指定感染症について同法第十八条又は第十九条(同法第二十一条

い。収集、整理及び分析に努めなければならぬ。

第三十四条の見出し中「検疫伝染病以外の伝染病」を「検疫感染症以外の感染症」に改め、同条中「検疫伝染病以外の伝染病」を「検疫感染症以外の感染症」に改め、同

3 「この法律の施行の際現に旧検疫法第十六条第一項ただし書の規定により船舶内に収容されて停留が行われている者は、新検疫法第十六条第一項の規定により停留が行われている者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(外国軍用艦船等に関する検疫法特例の一部改正)

第四条 外国軍用艦船等に関する検疫法特例(昭和二十七年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「措置」の下に「(同法第三十四条の二第一項の規定により実施される場合を含む。)」を加える。

第七条中「隔離」の下に「(同法第三十四条の二第一項の規定により実施される場合を含む。)」を加え、「検疫伝染病患者」を「検疫感染症の患者」に改める。

第八条中「第二十九条」の下に「第三十四条の二第一項(同法第十九条第三項に規定する事務の実施に係る部分に限る。)」を加え、「且つ」

を「かつ」に、「基く」を「基づく」に、「検疫伝染病以外の伝染病」を「検疫感染症以外の感染症」に改める。

審査報告書

地方自治法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年四月三十日

参議院議長 斎藤 十朗殿

地方行政・警察委員長 藤井 潤治

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、地方制度調査会の答申にのっとり、大都市の一体性及び統一性の確保の要請に配慮しつつ特別区の自主性及び自律性を強化することとともに、都から特別区への事務の委譲を行ふとともに、都と特別区との間の役割分担の原

則を定めるほか所要の規定の整備を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

二十一世紀にふさわしい地方自治を実現するた

め、政府は、左記の事項について善処すべきである。

一、都区制度のあり方については、第二十二次地方制度調査会答申等の趣旨を踏まえ、さらに引

き続き検討すること。また、大都市制度については、指定都市制度を含め、その適切なあり方を検討すること。

二、地方分権を推進する観点から住民に身近な行政を都から特別区へ移譲するとの重要性にかんがみ、特別区が基礎的な地方公共団体としての体制を一層確立するよう、さらに行財政面における権限移譲に努めること。

三、都の清掃事業の特別区への移管に際しては、関係者において事業の運営のあり方及び職員の身分の取扱い等について特段の慎重な配慮が必要であることにかんがみ、政府においても、その円滑な実現のための協力を惜しまないこと。

右決議する。

地方自治法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月九日

参議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

号)の一部を次のように改正する。

第二百八十二条に見出しとして「(特別区)」を付し、同条第一項に項番号を付し、同条第三項中「特別区に、同条第七項の規定は都及び特別区に」を「特別区について」に改め、同項に項番号を付する。

第二百八十二条の三に見出しとして「(特別区における事務の管理及び執行)」を付し、同条第一項中「基く」を「基づく」に、「の外」を「のほか」に、「但し」を「ただし」に、「特別の定」を「特別の定め」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項を次のように改める。

3 第二項の規定は、特別区の委員会又は委員会について準用する。

第二百八十二条の三第四項及び第五項を削り、同条を第二百八十二条の七とし、同条の次に次の二条を加える。

(都と特別区及び特別区相互の間の調整)
第二百八十二条の八 都知事は、特別区に対し、都と特別区及び特別区相互の間の調整上、特別区の事務の処理について、その処理の基準を示す等必要な助言又は勧告をすることができる。

第二百八十二条の二に見出しとして「(特別区の議員の定数)」を付し、同条を第二百八十二条の六とし、第二百八十二条の次に次の四条を加える。

項及び同条第十一項において準用する同条第六項」と、第九条の三第一項中「第七条第一項」とあるのは「第一百八十二条の四第一項及び第十項」と、同条第二項中「第七条第三項」とあるのは「第一百八十二条の四第三項」と、

て自治大臣に報告しなければならない。
4 自治大臣は、必要があると認めるときは、第一項の特別区財政調整交付金に関する事項について必要な助言又は勧告をすることがであります。

同条第六項中「第七条第六項及び第七項」とあるのは「第一百八十二条の四第六項及び第七項」と、第九条第四項中「第七条第一項又は第三項」とあるのは「第一百八十二条の四第一項、第三項、第八項又は第十項」とする。

第一百八十二条を次のように改める。

(特別区財政調整交付金)
都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で特別区財政調整交付金を交付するものとする。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第一項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう交付する交付金をいう。
3 都は、政令の定めるところにより、第一項の特別区財政調整交付金に関する事項につい

て二百八十二条の二に見出しとして「都区協議会」を付し、同条第二項中「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同項及び同条第三項に「項番号」を付する。

第二百八十三条に見出しとして「市に関する規定の適用」を付し、同条第一項中「特別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第二項中「第一百八十二条の三第一項(同条第四項)を「第一百八十二条の七第一項(同条第三項)に、「委員会又は」を「又は委員会若しくは」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付する。

二十四の二 刪除

別表第一第二十五号の四中「森林病害虫等」

を、「防除実施基準の作成について意見を述べ、及び森林病害虫等」に、「又は」を「若しくは」に改め、「処分」の下に「又は森林組合等による調査のための入り」を加え、「行なう」を行なうに改め、同表中第二十五号の十を削り、第二十五号の十一を第二十五号の十とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五の十一 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)

定めるところにより、高度化等計画若しくは進出田辺化計画の承認に関する事務を行

い、承認事業者若しくは承認商工組合等に對して必要な指導及び助言を行い、並びにこれらの者から実施状況について報告を求める」と。

別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とし、同表第二十号の五中「指定市町村」を「及び指定市町村」に、「述べ、及び

都にあつては、特別区の行う国民健康保険事業の運営につき、条例で、特別区相互間の調整上必要な措置を講ずる」を「述べる」に改め、同表二十四号の二を次のように改める。

二十四の二 刪除

別表第一第二十五号の四中「森林病害虫等」

十五年法律第七十一号の定めるところにより、運輸大臣が行う日本鉄道建設公団の工事実施計画の認可について意見を述べ、及び日本鉄道建設公団の新幹線鉄道建設工事に要する費用の一部を負担すること。

二十六の八 全国新幹線鉄道整備法(昭和四

号の七を第二十六号の六とし、第二十六号の八を第二十六号の七とし、同号の次に次の一号を加える。

別表第一中第二十六号の六を削り、第二十六号の七を第二十六号の六とし、第二十六号の八

を第二十六号の七とし、同号の次に次の一号を

加える。

二十八の十七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)及びこれに基づく政令の定め

るところにより、防災再開発促進地区の区域内における建替計画の認定に関する事務

を行い、認定事業者から認定建替計画に係る建築物の建替えの状況について報告を求

め、及び認定建替計画に従つて建築物の建

替えを行つていないと認めるときにその改善に必要な措置を命じ、並びに延焼等危険建築物の除却を勧告し、及び特定防火区域等の内の建築物の所有者から必要な報告を

求め、又は職員をして建築物等に立入検査

させる等の事務を行つこと。

別表第一第二号(一)(二)中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の下に(昭和四十五年法律第百三十七号)を加え、同号中「(三)の四」を「(三)の五」とし、「(三)の五」の次に次のよう記入する。

(一十三)の四 森林病害虫等防除法の定めるところにより、都道府県防除実施基準、樹種転換促進指針及び地区防除指針の作成並びに高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定等について意見を述べ、並びに地区実施計画を作成する等の事務を行うこと。

別表第一第一号中「十四の九」を「十四の十」とし、「十四の八」を「十四の九」とし、「十四の七」を「十四の六」とし、「十四の六」を「十四の七」とし、「十四の五」の次に次のように加える。

二十四の二 特定商業集積の活性化に係る臨時指揮官の定めることにより、若狭・福島県が作成する基盤的技術産業集積活性化計画又は特定中小企業集積活性化計画について協議すること。

別表第一第一号一十五を次のように改める。

(十五) 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の定めるところにより、都道府県が作成する外客来訪促進計画について協議すること。

別表第一第二号中「十五の二十九」を「十五の三十」とし、「十五の二十八」を「十五の三十」とし、
「十五の二十七」を「十五の二十九」とし、「十五の二十六」を「十五の二十七」とし、その次に次のよう
に加える。

(十五の二十九) 河川法及びこれに基づく政令の定めるところにより、一級河川の指定及び管理等に関する意見を述べること。

別表第一 第二号中「十五の二十五」を「十五の二十六」とし、「十五の二十四」を「十五の二十五」とし、「十五の二十三」を「十五の二十四」とし、「十五の二十二」を「十五の二十三」とし、「十五の二十一」を「十五の二十二」とし、「十五の二十」を「十五の二十」とし、「十五の十九」を「十五の二十」とし、「十五の十八」を「十五の十九」とし、「十五の十七」を「十五の十八」とし、「十五の十六」を「十五の十七」とし、

卷之三

といふ。(十五の十五を十五の十六といふ。十五の十四を十五の十五といふ。十五の十三を)

「十五の十四」とし、「十五の十二」を「十五の十三」とし、「十五の十」を「十五の十一」とし、「十五

の十を「十五の十」とし、十五の九を「十五の十」とし、十五の八を「十五の九」とし、十五の七

を十五の六とし、十五の六を十五の七とし、十五の五を十五の六とし、十五の四を

十五の五を、十五の三を十五の四とし、十五の二の後に次のように加える。

(十五の二) 全国新幹線鉄道整備法の定めるところにより、日本鉄道建設公団の新幹線鉄道建設工事に要する費用のうち都道府県が負担すべき自担金の一部を負担し、及び負担すべき金

別表第二第一号(十六の十五)の次に次のように加える。

(二十六)六
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の定めるところにより、延焼等危険建築物に関する居住安定計画の認定に関する事務を行い、認定所有者から認定居住安定計画に係る認定居住者の居住の安定の確保及び延焼等危険建築物の除外の状況について報告を求め、並びに認定居住安定計画に従つて認定居住者の居住の安定を確保しないと認めるとき又は延焼等危険建築物を除外していないと認めるときにその改善に必要な措置を命ずる等の事務を行い、並びに防災街区整備推進機構の指定に関する事務を行い、防災街区整備推進機構から必要な報告を求め、及びその業務の運営の改善に関する事務を行ふべきことを命ずること。

(十六) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、防災開発促進地区の区域内における建替計画の認定に関する事務を行い、認定事業者から認定建替計画に係る建築物の建替えの状況について報告を求め、及び認定建替計画に従つて建築物の建替えを行つていないと認めるときにその改善に必要な措置を命じ、並びに延焼等危険建築物の除却を勧告し、及び特定防火区域等の内の建築物の所有者から必要な報告を求め、又は職員をして建築物等に立入検査させること。(建築主事を置く市町村に限る。)

別表第三第一号〔五十九の六〕中「統括者」の下に「勧誘者若しくは連鎖販売業を行う者」を加え、「これらの人等」を「これらの者」に改め、「させる」の下に「等の事務を行う」を加え、同号中〔七十六〕及び〔七十六の一〕を削り、〔七十七〕を〔七十七〕とし、〔七十八〕を〔七十七〕とし、〔七十九〕を〔七十八〕とし、〔八十〕を〔七十九〕とし、〔八十一〕中「基く」を「基づく」に、「まん延」を「まん延」に、「附着」を「付着」に、「及び」を「、都道府県防除実施基準を作成し、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、並びに樹種転換促進指針及び地区防除指針を作成する等の事務を行い、市町村が定める地区実施計画について協議し、並びに改め、同号〔八十九〕の八を削り、同号〔九十三〕の七中「及びこれに基づく政令」を削り、同号中〔九十七〕の十を削り、〔九十七〕の十を〔九十七〕の十一とし、〔九十七〕の十一を〔九十七〕の十とし、〔九十七〕の十二を〔九十七〕の十一とし、〔九十七〕の十二を〔九十七〕の十一とし、〔九十七〕の十三を〔九十七〕の十二とし、同号〔九十七〕の十四中「行ない、中小企業者であつて組合員以外のものに対して商工組合へ加入すべき」とを命じ、商工組合又は商工組合連合会と中小企業者以外の者との間で締結する特殊契約の協議がどとのわないときのあつせん又は調停に関する事務を行ない」を「行い」に改め、同号中〔九十七〕の十四を〔九十七〕の十三とし、同号〔百十〕中「行ない」を行ない、「行なう」を「行い、並びに樹林帯区域の指定等について協議する」に改め、同号中〔百十六〕の四を〔百十六の五〕とし、〔百十六〕の三の次に次のように加える。

〔百十六〕の四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の定めるところにより、防災街区整備組合の設立、定款及び事業基本方針の変更並びに合併等を認可し、並びに防災街区整備組合から必要な報告又は資料の提出を求め、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずる等の事務を行うこと。

別表第三第三号〔四〕中「都にあつては、特別区立の義務教育諸学校を含む。」を削る。

別表第四第一号〔十三〕中「(都道府県知事が行うものを除く。)」を削り、同号中〔十九〕の十一を〔十九〕の十四とし、〔十九〕の十を〔十九〕の十三とし、〔十九〕の十を〔十九〕の十一とし、〔十九〕の八を〔十九〕の十とし、〔十九〕の七を〔十九〕の八とし、その次に次のように加える。

〔十九〕の九 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の定めるところにより、防災街区整備組合の設立、定款及び事業基本方針の変更並びに合併等を認可し、並びに防災街区整備組合から必要な報告又は資料の提出を求め、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずる等の事務を行うこと。(指定都市及び中核市の市長に限る。)

別表第四第一号中〔十九〕の六を〔十九〕の七とし、〔十九〕の五を〔十九〕の六とし、〔十九〕の四を〔十九〕の五とし、〔十九〕の三を〔十九〕の四とし、〔十九〕の二の次に次のように加える。

〔十九〕の三 工場立地法の定めるところにより、特定工場の新設等の届出を受理し、その届出をした者に対して特定工場の設置の場所等に關し必要な事項について勧告し、及びその勧告に従わない場合にその勧告に係る事項の変更を命ぜる等の事務を行うこと。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号〔二十五〕の次に次のように加える。

(十九) 工場立地法の定めるところにより、特定工場の新設等の届出を受理し、その届出をした者に対して特定工場の設置の場所等に關し必要な事項について勧告し、及びその勧告に従わない場合にその勧告に係る事項の変更を命ぜる等の事務を行うこと。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号中〔二十七〕の三を削り、〔二十七〕の四を〔二十七〕の三とし、〔四十八〕の三の次に次のように加える。

(十九) 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、高度化等計画又は進出計画の承認に関する事務を行い、及び承認事業者は承認商工組合等から実施状況について報告を求めること。

別表第四第一号中〔二十七〕の三を削り、〔二十七〕の四を〔二十七〕の三とし、〔四十八〕の三の次に次のように加える。

四十八の四 密集市街地における防災街区

の整備の促進に関する法律の定めるところにより、防災街区整備地区計画の区域

内において土地の区画形質の変更等を行おうとする者の届出を受理し、及びその届出に係る行為に關し設計の変更その他の

必要な措置を講ずべきことを勧告する

の必要性を認めたときは、地方税法の第四条の三第一項中「及び地方交付税」の下に

「又は特別区財政調整交付金」を加える。

第五条第一項中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同条第二項中「東京都が地方債をもつてその財源とすることができる」を「地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの(特別土地保有税を除く。)の税率がいずれも標準税率以上である」に改める。

第十一条の三中「昭和二十五年法律第二百一十

六号」を削り、「左の各号の一に」を「次に」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十

備の在る地点との間ににおけるその電気通信役務の提供に用いる電気通信回線については、当該第一種電気通信事業用設備を介して自らの電気通信役務の提供に用いる他の電気通信事業者の電気通信回線に接続されることとなるものであり、かつ、当該利用者が通常回線（それらの地点の間ににおいて当該第一種電気通信事業者が自らの電気通信役務の提供に用いる他の電気通信事業者の電気通信回線をいう。）の利用に代えて選択した場合に提供するものである限りにおいて、自ら設置した伝送路設備をその電気通信役務の提供に用いることができる。

あつて、専ら当該利用者の用に供するものをい
う。)を介して公衆通信回線設備(第一種電気
通信事業者が設置する電気通信回線設備であつ
て、交換設備を含むものをいう。)を相互に接続され
て、電気通信役務を提供できるよう構成され
ているもの」に改める。

第三十一条の見出しを「(第一種電気通信事業者の料金)」に改め、同条第一項中「第三項に規定する料金及び」を削り、「除く」の下に「以下」とある。この条において同じ」を加え、「郵政大臣の認可を受けなければ」を「郵政省令で定めるところにより、その実施前に、郵政大臣に届け出なければ」に改める。

(当該委託を受けた者が自己又は第三者の設置する電気通信回線設備を用いてその委託された業務を行うものに限る。)をしよう。」に改める。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

め、利用者の利益を阻害するものであると

۲۷۰

3 郵政大臣は、毎年少なくとも一回、郵政省令で定めることにより、第三十八条の二(第二項に規定する指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が当該指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして郵政省令で定めるもの(以下「特定電気通信役務」という。)に関する料金について、郵政省令で定

める特定電気通信役務の種別（第九条第一項）

第一号に規定する郵政省令で定める区分を更に細分した区分による電気通信役務の種類及び態様の別をいう。以下この項において同じ」として、能率的な経営の下における適正な東西面々の切合を定めると考へ

た原価及び物価その他の経済状況を考慮して、通常実現することができるとの認められる水準の料金を料金指數(電気通信役務の種別ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を

基に郵政省令で定める方法により算出される
数値をいう。以下同じ。)により定め、その料
金指數(以下「基準料金指數」という。)を、そ
の適用の日の郵政省令で定める日数前まで
に、当該第一種電気通信事業者に通知しなけ
ればならない。

四八

第三十一条第六項及び第七項を削り、同条第五項中「認可を受け又は第三項の規定により届け出た」を「届け出た電気通信役務の料金又は第四項の規定により認可を受けた」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「認可を受けべき料金又は前項」を「届け出るべき料金又は前項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項に改め、同項を同条第三項とし、同項を次に次の五項を加える。

4 第三十八条の二第一項に規定する指定電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後の料金の料金指數が当該特定電気通信役務に係る基準料金指數を超えるものであるときは、第一項の規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受

5 郵政大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、前項の認可をしなければならない。

6 郵政大臣は、基準料金指數の適用後において、当該基準料金指數が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指數が当該基準

料金指数を超えている場合は、当該基準料金指數以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。

7 前三項の規定は、第三十八条の二第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を用いて提供される電気通信役務に関する料金については、当該指定の日から六月間は、適用しない。

8 第三十八条の二第二項に規定する指定電気通信設備であった電気通信設備を設置している第一種電気通信事業者が当該電気通信設備を用いて提供する電気通信役務に関する料金であつて同条第一項の規定による指定の解除の際現に第四項の規定により認可を受けていたものは、第一項の規定により届け出た料金とみなす。

第三十一条の二を第三十二条の四とし、第三十二条の次に次の二条を加える。

(通信量等の記録)

第三十二条の二 第三十八条の二第二項に規定する指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める方法により、その提供する特定電気通信役務の通信量、回線数等を記録しておかなければならぬ。

料金指数を超えている場合は、当該基準料金

指數以下の料金指数の料金により難い特別な

事情があると認めるときを除き、当該特定電

気通信役務を提供する第一種電気通信事業者

に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通

信役務に関する料金を変更すべきことを命ず

るものとする。

7 前三項の規定は、第三十八条の二第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を用いて提供される電気通信役務に関する料金については、当該指定の日から六月間は、

適用しない。

8 第三十八条の二第二項に規定する指定電気通信設備であった電気通信設備を設置している第一種電気通信事業者が当該電気通信設備を用いて提供する電気通信役務に関する料金

であつて同条第一項の規定による指定の解除

の際現に第四項の規定により認可を受けていたものは、第一項の規定により届け出た料金とみなす。

第三十一条の二を第三十二条の四とし、第三

十二条の次に次の二条を加える。

(通信量等の記録)

第三十二条の二 第三十八条の二第二項に規定する指定電気通信設備を設置する第一種電気

通信事業者は、郵政省令で定める方法によ

り、その提供する特定電気通信役務の通信

量、回線数等を記録しておかなければならぬ。

い。

(特別第一種電気通信事業者の料金)

第三十一条の三 特別第一種電気通信事業者

は、電気通信役務に関する料金(郵政省令で

定めるものを除く。)を定め、その実施前に、

郵政大臣に届け出なければならない。これを

変更しようとするとときも、同様とする。

2 第三十一条第九項及び第十項の規定は、特

別第二種電気通信事業者による電気通信役務

の料金について準用する。この場合において、

同条第九項中「第三十九条の三第二項の

認可を受けた契約により一般第二種電気通信

事業者及び特別第一種電気通信事業者(以下

この節において「第二種電気通信事業者」とい

う。)に電気通信役務を提供する場合並びに次

項」とあるのは、「次項」と読み替えるものと

する。

第三十二「案第一項中「認可を受け若しくは同

条第三項の規定により届け出た」を「届け出た料

金若しくは同条第四項の規定により認可を受けた」に、「同条第六項」を「第三十二条の三第一

項」に改め、同条第一項中「第六項」を「第三十二

条の三第一項」に改める。

第三十二条の二を第三十二条第一項の認

可を受けた料金又は第三十二条の二第一項」を

「第三十二条の四第一項」に改め、「当該料金又

は」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を

同条第二項とし、同条第四項を同条第三項と

し、同条第五項を同条第四項とする。

第三十九条の三第二項中「第三十二条の二第一

項」を「第三十二条の四第一項」に、「認可を受

けた料金、同条第三項の規定により届け出た」

を「届け出た料金、同条第四項の規定により認

可を受けた」に改める。

第五十条第三項中「技術基準適合認定を受けた端末機器以外の端末機器には、前項(第七十

二条において準用する場合を含む。)」を「何人

も、前項(第七十二条又は第七十二条の三第五

項において準用する場合を含む。)又は第五十条

の四第五項(第七十二条の二第二項又は第七十

二条の三第八項において準用する場合を含む。)

の規定により表示を付する場合を除くほか、国

内において端末機器にこれらに、「これ」を「」

れら」と改め、同項を同条第五項とし、同条第

二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の

二項を加える。

2 郵政大臣は、前項の申請があつた場合に

は、郵政省令で定めるところにより審査を行

い、当該申請に係る端末機器が前条第一項の

郵政省令で定める技術基準に適合していると

認めるときに限り、技術基準適合認定を行う

ものとする。

3 前項の審査は、第一項の申請が、当該申請

に係る端末機器について次条第一項又は第五

十条の三第一項の認定を受けた者が郵政省令

で定めるところにより行つた当該認定に係る

試験の結果を記載した書類を添えてなされた

ものであるときは、その一部を省略すること

ができる。

第五十条の次に次の三条を加える。

(事業者の試験能力の認定)

第五十条の二 端末機器の試験の事業を行う者

は、郵政省令で定める区分ごとに、郵政大臣

に申請して、その事業が次の各号に適合して

いる旨の認定を受けることができる。

一 端末機器の試験の能力が郵政省令で定め

る技術上の基準を満たすものであること。

二 郵政省令で定める測定器その他の設備で

あつて、郵政省令で定める較正を受けたも

のを使用して端末機器の試験を行つもので

あること。

三 端末機器の試験を適正に行うのに必要な

業務の実施の方法が定められているもので

あること。

一 郵政大臣は、前項の認定を受けた者が次の

各号のいずれかに該当するときは、その認定

を取り消すことができる。

一 前項各号のいずれかに適合しなくなつた

とき。

二 不正な手段により前項の認定を受けたと

き。

3 前二項に規定するもののほか、第一項の認

定及びその取消しに関必要な事項は、郵政

省令で定める。

条、第七十一条第二項若しくは第七十二条の規定に違反したとき。

一 前条第五項において準用する第六十一条

第一項の規定による認可を受けた業務規程によらないで業務を行つたとき。

二 前条第五項において準用する第六十一条第二項又は第六十四条の規定による請求に応じなかつたとき。

四 前条第五項において準用する第六十九条第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに適合しなかつたと認められるとき。

五 不正な手段により承認を受けたとき。

六 郵政大臣が第九十二条第五項において準用する同条第四項の規定により承認認定機関に対し報告をさせようとした場合において、その報告が虚偽の報告がされたとき。

七 郵政大臣が第九十二条第五項において準用する同条第四項の規定によりその職員に承認認定機関の事務所又は事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

3 郵政大臣は、前二項の規定により承認を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第八十八条中「船舶は」の下に「第一種電気通信事業者の」を加える。

他の物件を検査させることができる。

第九十四条第三号及び第四号を次のように改める。

三 第三十一条第二項又は第六項の規定によらる命令

四 第三十三条第三項の規定による郵政省令の制定、変更又は廃止

五 第二項の規定は第五十条の三第一項の認定を受けた者について、第三項の規定は第七十一条の三第一項に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第三十一条の二第三項」を「第三十二条の四第三項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「第三十一条の二第一項」を「第三十二条の四第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同号の前に次の二号を加える。

同条第七号から第十八号までを「号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第三十一条の二第三項」を「第三十二条の四第三項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「第三十一条の二第一項」を「第三十二条の四第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同号の前に次の二号を加える。

第六 第三十二条第一項の次に次の二項を加える。

2 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第五十条の二第一項の認定を受けた者に対し、その認定に係る業務に關し報告をさせ、又はその職員に、当該認定を受けた者事務所若しくは事業所に立ち入り、その設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第五十条の二第一項の認定を受けた者事務所若しくは事業所に立ち入り、その設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二項若しくは第六項」を加える。

同条第三項中「第二十八条第一項」の下に「第三十二条第二項若しくは第六項」を加える。

第五 第三十二条第三項の規定による基準料金指數の設定

六 第三十二条第四項の規定による特定電気通信役務に關する料金に關する認可

第九十五条第一項中「郵政大臣は」の下に「第三十二条の四第四項」に改め、同条第四号中「第三十六条」を「第三十二条第一項若しくは第六項、第三十六条」に改める。

第七 第三十二条第三号中「第三十二条第七項」を「第三十二条の三第一項」に、「同条第四項又は第三十二条の四第四項」に改め、同条第九号中「第三十六条」を「第三十二条第一項若しくは第六項、第三十六条」に改める。

第八 第一百八条第三号中「第三十二条第七項」を「第三十二条の三第一項」に、「同条第四項又は第三十二条の四第四項」に改め、同条第九号中「第三十六条」を「第三十二条第一項若しくは第六項、第三十六条」に改める。

第九 第一百八条第三号中「第三十二条第七項」を「第三十二条の三第一項」に、「同条第四項又は第三十二条の四第四項」に改め、同条第九号中「第三十六条」を「第三十二条第一項若しくは第六項、第三十六条」に改める。

第十 第五百十条第五項の規定に違反して表示を付した者

第百九条を次のように改める。

第一百九条 次の各号の一に該当する者は、二十

万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条の二の規定による記録をせ

ず、又は虚偽の記録をした者

二 第九十二条第一項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をした電気通信事

業者又は同項の規定による検査を拒み、妨

げ、若しくは忌避した第一種電気通信事業

者若しくは職員

三 第九十二条第二項又は第三項の規定によ

る報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、

又はこれらの規定による検査を拒み、妨

げ、若しくは忌避した者

四百十条第三号中「第九十二条第二項」を「第

九十二条第四項」に改め、「立入り若しくは」を

削る。

附則第五条第一項中「国際電電のみ」を「電

気通信分野における規制の合理化のための関

係法律の整備等に関する法律(平成十年法律

第一百条)第一項の規定による廃止前の国際

電信電話株式会社法昭和二十七年法律第三百

一号)により設立された国際電信電話株式会社

(当該法人が合併により消滅したときは、当該

合併後存続する法人又は当該合併により設立し

た法人。以下この条において単に「国際電信電

話株式会社」という。)のみ)、「国際電電が」を

「国際電信電話株式会社が」に改め、同条第二項

中「国際電電」を「国際電信電話株式会社」に改め
る。

(電波法の一部改正)

第三条 電波法(昭和二十五年法律第二百二十一号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条の十五」を「第三十八条の

十八」に改める。

第四条第二号中「ワット」を「ワット」に改め、

同条第三号中「ワット」を「ワット」と、次条第

一項」を「次条」に、「受信するもの」を「受信する

機能その他郵政省令で定める機能を有すること

により他の無線局にその運用を阻害するような

混信その他の妨害を与えないように運用するこ

とができるもの」に改める。

第四条の二の見出し中「指定等」を「指定」に改

め、同条第二項及び第三項を削る。

第十一条第二項及び第十八条第二項中「第二十

四条の二第二項」の下に「又は第二十四条の九第

一項」を加える。

第二十四条の八の次に次の一条を加える。

(外国事業者の点検能力の認定等)

第二十四条の九 外国において無線設備等の点

検の事業を行う者は、第二十四条の二第一項

一項の規定によりその職員に認定外國点検

事業の整備等に関する法律(平成十年法律

第一百条)第一項の規定による廃止前の国際

電信電話株式会社法昭和二十七年法律第三百

一号)により設立された国際電信電話株式会社

(当該法人が合併により消滅したときは、当該

合併後存続する法人又は当該合併により設立し
た法人。以下この条において単に「国際電信電
話株式会社」という。)のみ)、「国際電電が」を
「国際電信電話株式会社が」に改め、同条第二項
中「国際電電」を「国際電信電話株式会社」に改
めることとする。

(以下「認定外國点検事業者」という。)につい
て準用する。

3 郵政大臣は、認定外國点検事業者が次の各
号のいずれかに該当するときは、その認定を
取り消すことができる。

一 第二十四条の二第一項各号のいずれかに
適合しなくなつたとき。

二 不正な手段により第一項の認定を受けた
とき。

三 前項において準用する第二十四条の五第
一項の規定による届出をしなかつたとき。

四 郵政大臣が前項において準用する前条第
一項の規定により認定外國点検事業者に対
し報告をさせようとした場合において、そ
の報告がされず、又は虚偽の報告がされた
とき。

5 前項の審査は、同項の申請が、当該申請に
係る特定無線設備について第二十四条の二第
一項又は第二十四条の九第一項の認定を受け
た者が郵政省令で定めるところにより行つた
当該認定に係る点検の結果を記載した書類を
添えてなされたものであるときは、その一部
を省略することができる。

第三章の二中第三十八条の十五の次に次の三
条を加える。

(特定無線設備の工事設計についての認証)
第三十八条の十六 郵政大臣又は指定証明機関
は、申請により、特定無線設備を、前章に定
める技術基準に適合するものとして、その工
事設計(当該工事設計に合致することの確認

する場合を含む。)又は第三十八条の十六第五項
(第三十八条の十七第八項において準用する場
合を含む。)に改め、同項を同条第八項とし、
同条第六項中「技術基準適合証明を受けた特定
無線設備以外の無線設備には、前項」を「何人
も、前項(第三十八条の十七第五項において準
用する場合を含む。)又は第三十八条の十六第五
項(第三十八条の十七第八項において表示を付する場合を
除くほか、国内において無線設備にこれら」
に、「これ」を「これら」に改め、同項を同条第七
項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第
四項の次に次の一項を加える。

4 前項の審査は、同項の申請が、当該申請に
係る特定無線設備について第二十四条の二第
一項又は第二十四条の九第一項の認定を受け
た者が郵政省令で定めるところにより行つた
当該認定に係る点検の結果を記載した書類を
添えてなされたものであるときは、その一部
を省略することができる。

第三章の二中第三十八条の十五の次に次の三
条を加える。

(特定無線設備の工事設計についての認証)
第三十八条の十六 郵政大臣又は指定証明機関
は、申請により、特定無線設備を、前章に定
める技術基準に適合するものとして、その工
事設計(当該工事設計に合致することの確認

の方法を含む。第五項及び次条第六項において同じ。)について認証する。

2 前項の認証の申請は、外国において本邦内で使用されることとなる特定無線設備を取り扱うことを業とする者(以下「外国取扱業者」という。)も行うことができる。

3 郵政大臣又は指定認証機関は、第一項の申請があつた場合には、郵政省令で定めるところにより審査を行い、当該申請に係る工事設計が前章に定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該工事設計に基づく特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができるとの認めるときに限り、同項の認証を行ふものとする。

4 前項の審査は、第一項の申請が、当該申請に係る工事設計に基づく特定無線設備について第二十四条の二第一項又は第二十四条の九第一項の認定を受けた者が郵政省令で定めて第二十四条の二第一項の規定により当該外国取扱業者に係る工事設計に基づく特定無線設備を取り扱うことを業とする者(以下「外国取扱業者」といふ。)が行つた当該認定に係る点検の結果を記載した書類を添えてなされたものであるときは、その一部を省略することができるとみなす。

5 第一項の認証に係る工事設計に基づく特定無線設備であつて、当該認証を受けた者により郵政省令で定める表示が付されているものは、技術基準適合証明を受けた特定無線設備とみなす。

6 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第一項の認証を受けた者に対し、当該認証に係る特定無線設備に関する報告をさせ、又はその職員に、その者の事業所に立ち入り、当該特定無線設備その他の物件を検査させることができる。

7 郵政大臣は、第一項の認証に係る工事設計が前章に定める技術基準に適合しなくなり、又は当該工事設計に基づく特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができなくなつたと認めるとときは、その認証を取り消すことができる。

8 前項の規定によるほか、郵政大臣は、第一項の認証を受けた外国取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

一 郵政大臣が第六項の規定により当該外国取扱業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

二 郵政大臣が第六項の規定によりその職員に当該外国取扱業者の事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

9 指定認証機関が第一項の認証の業務を行う場合における第三十八条の二第三項、第三十九条の十七 郵政大臣は、外国の法令に基づく無線局の検査に関する制度で技術基準適合証明の制度に基づいて無線設備の検査、試験等を行う者であつて、当該

八条の五、第三十八条の七、第三十八条の五及び第三十八条の十、第三十八条の十一、第三十八条の十二第一項、第三十八条の十三第一項、第三十八条の十四第二項及び第三項並びに第三十八条の十五の規定の適用については、第三十八条の二第三項中「技術基準適合証明」とあるのは「技術基準適合証明及び第三

十八条の十六第一項の認証」と、第三十八条の五及び第三十八条の十中「技術基準適合証明」とあるのは「技術基準適合証明又は第三十条の十六第一項の認証」と、第三十八条の七、第三十八条の八、第三十八条の十三第一項並びに第三十八条の十四第二項及び第三項中「技術基準適合証明の業務」とあるのは「技術基準適合証明の業務」である。

10 第三十八条の二第一項及び第三項の規定は、第六項の規定による立入検査に準用する。

11 第三十八条の二第二項から第六項までの規定は承認証明機関が行う第一項の証明に、第三十八条の三(第一項第四号並びに第二項第一号及び第四号)を除く。)及び第三十八条の四第一項の規定は郵政大臣が行う第一項の規定による承認に、同条第二項及び第三項、第三十八条の五、第三十八条の八及びに第三十八条の十から第三十八条の十二までの規定は承認証明機関に準用する。この場合において、第三十八条の二第四項及び第六項中「郵

外において、外国取扱業者が取り扱う本邦内で使用されることとなる特定無線設備について前章に定める技術基準に適合していることの証明を行おうとするものから申請があつたときは、第三十八条の二第二項の郵政省令で定める区分ごとに、これを承認することができる。

12 前項の規定による承認を受けた者(以下「承認証明機関」という。)が行つた同項の証明を受けた特定無線設備は、技術基準適合証明を受けた特定無線設備とみなす。

13 承認証明機関は、第一項の証明の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

14 郵政大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

15 第三十八条の二第二項から第六項までの規定は承認証明機関が行う第一項の証明に、第三十八条の三(第一項第四号並びに第二項第一号及び第四号)を除く。)及び第三十八条の四第一項の規定は郵政大臣が行う第一項の規定による承認に、同条第二項及び第三項、第三十八条の五、第三十八条の八及びに第三十八条の十から第三十八条の十二までの規定は承認証明機関に準用する。この場合において、第三十八条の二第四項及び第六項中「郵

政大臣又は指定証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、第三十八条の三中「前条第一項」とあるのは「第三十八条の十七第一項」と、「第三十八条の十四第一項又は第二項」とあるのは「第三十八条の十八第一項又は第二項」と、同条及び第三十八条の四第一項中「指定証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、第三十八条の三第一項、第三十八条の四第一項及び第二項、第三十八条の五、第三十八条の八、第三十八条の十、第三十八条の十一並びに第三十八条の十二第一項中「技術基準適合証明」とあるのは「第三十八条の十七第一項の証明」と、第三十八条の五第二項中「備える者（以下「証明員」という。）」とあるのは「備える者」と、第三十八条の八第二項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八条の十一中「監督上必要な命令」とあるのは「必要な請求」と読み替えるものとする。

承認証明機関は、外国取扱業者の申請により、本邦内で使用されることとなる特定無線設備を、前章に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計について認証することができる。

承認証明機関が前項の認証の業務を行う場合における第三項及び第五項の規定の適用については、第三項中「証明の」とあるのは「証明の業務及び第六項の認証の」と、第五項中「第三十八条の四第一項及び第二項」とある

のは「並びに第三十八条の四第一項及び第二項中「技術基準適合証明」とあるのは「第三十九条の十七第一項の証明」とと、「第三十九条の八、第三十八条の十、第三十八条の十一並びに第三十八条の十二第一項」とあるのは「及び第三十八条の十」と、「の証明」とあ

第三十八条の三第二項第一号若しくは第四号（口を除く。）に該当するに至つたときは、その承認を取り消さなければならない。
郵政大臣は、承認証明機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

3 郵政大臣は、前二項の規定により承認を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第三十八条の三第一項第一号若しくは第四号の口を除く。に該当するに至つたときは、その承認を取り消さなければならない。

2 郵政大臣は、承認証明機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第三項の規定又は同条第五項において準用する第三十八条の四第一項、第三十九条の五、第三十八条の八第一項若しくは第三十八条の十の規定に違反したとき。

二 前条第五項において準用する第三十八条の三第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

三 前条第五項において準用する第三十八条の八第一項の規定により認可を受けた業務の規程によらないで業務を行つたとき。

四 前条第五項において準用する第三十八条の八第一項又は第三十八条の十一の規定による請求に応じなかつたとき。

五 不正な手段により承認を受けたとき。

六 郵政大臣が前条第五項において準用する第三十八条の十一第一項の規定により承認証明機関に対し報告させようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

(承認の取消し)

第三十八条の十八 郵政大臣は、承認証明機関が前条第一項に規定する外国における資格を失つたとき又は同条第五項において準用する

をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたりしない。

第七十三条第三項中「第二十四条の二第一項」の下に「又は第二十四条の九第一項」を加える。

第九十九条の三第三項第一号中「禁」と「禁錮」に改め、同項第三号中「その他電気通信の事業を営む者」を「電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「第四条の二第一項」を「第四条の二」に改め、「第三十八条の五第二項」の下に「第三十八条の十七第五項及び」を加える。

第一百三条第一項中第十八号を第十八号とし、第八号から第十五号までを「号ずつ繰り下げ、第七号を第八号」とし、同号の次に次の一号を加える。

九 第三十八条の十六第一項の規定による認証(指定証明機関が行うものを除く。)を申請する者

第一百三条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第八号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十四条の九第一項の規定による認定を申請する者

三百十二条第一号を削り、同条第一号中「第三十八条の二第六項又は第七項」を「第三十八条の二第七項又は第八項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条中第十三号を第十四号とし、第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十八条の十六第六項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

並びに次条及び附則第三条の規定 公布の日
一 第一条の規定、第二条中電気通信事業法附則第五条の改正規定並びに附則第四条、第七条、第九条及び第十一条から第十六条までの規定 公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日

(定款の変更)

第一条 旧国際電電法により設立された国際電信電話株式会社(附則第四条において「会社」といふ。)は、前条第一号に掲げる規定の施行の日前

同法第五十条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第二章第五節の節名の改正規定、同法第七十二条の改正規定、同条

の次に一条及び一款を加える改正規定、同法第九十二条及び第九十八条の改正規定、同法第一百八条の改正規定(第四号に係る部分に限る。)、同法第一百九条の改正規定(第三号に係る部分に限る。)並びに同法第一百十一条の改正規定並びに第三条中電波法目次の改正規定、同法第十条及び第十八条の改正規定、同法第二十四条の八の次に一条を加える改正規定、同法第三十八条の二の改正規定、同法第三十八条の十五の次に三条を加える改正規定、同法

第七十三条の改正規定、同法第九十九条の十の改正規定(「第三十八条の五第一項」の下に「第三十八条の十七第五項及び」を加える部分に限る。)、同法第一百三条の改正規定、同法第一百十二条の改正規定(「第三十八条の二第六項又は第七項」を「第三十八条の二第七項又は第八項」に改める部分に限る。)、同法第一百三十条の改正規定並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日

に、同号に掲げる規定の施行の日から効力を生ずる定数の変更の決議を行うことができる。

第五条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気通信事業法(以下「旧電気通信事業法」という。)第二十二条第一項の規定による届出をして第一種電気通信事業が新電気通信事業者であつて当該第一種電気通信事業が新電気通信事業法第二十二条第三項に規定する特別第一種電気通信事業(本邦外の場所との間の通信を行つたための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業を除く。次項において「新国内特別第一種電気通信事業」という。)に該当するものは、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新電気通信事業法第二十四条第一項の登録を受けないで、当該第二種電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。

二 郵政大臣は、施行日又は附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前において、それぞれ第三条の規定による改正後の電波法(以下「新電波法」という。)第四条第二号の規定による機能を定める郵政省令又は新電波法第三十八条の十七第五項において準用する新電波法第二十八条の五第一項の規定による郵政省令の制定のため

第三条の規定による改正後の電波法(以下「新電波法」という。)第四条第二号の規定による機能を定める郵政省令又は新電波法第三十八条の十七第五項において準用する新電波法第二十八条の五第一項の規定による郵政省令の制定のため

第三条の規定による改正後の電波法(以下「新電波法」という。)第四条第二号の規定による機能を定める郵政省令又は新電波法第三十八条の十七第五項において準用する新電波法第二十八条の五第一項の規定による郵政省令の制定のため

第三条の規定による改正後の電波法(以下「新電波法」という。)第四条第二号の規定による機能を定める郵政省令又は新電波法第三十八条の十七第五項において準用する新電波法第二十八条の五第一項の規定による郵政省令の制定のため

に、同号に掲げる規定の施行の日から効力を生ずる定数の変更の決議を行うことができる。

(電気通信事業法の一一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気通信事業法(以下「旧電気通信事業法」という。)第二十二条第一項の規定による届出をして第一種電気通信事業が新電気通信事業者であつて当該第一種電気通信事業が新電気通信事業法第二十二条第三項に規定する特別第一種電気通信事業(本邦外の場所との間の通信を行つたための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業を除く。次項において「新国内特別第一種電気通信事業」という。)に該当するものは、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新電気通信事業法第二十四条第一項の登録を受けないで、当該第二種電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

二 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第二十四条第一項の登録を受けて第二種電気通信事業を行つたための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業を営んでいた者(本邦外の場所との間の通信を行つたための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業を営む者を除く。)であつて、当該第二種電気通信事業が新国内特別第一種電気通信事業に該当しないものは、施行日に新電気通信事業法第二十二条第一項の届出をしたもののみなす。

官報(号外)

反対者氏名

○名

平成十年四月三十日 参議院会議録第二十四号

投票者氏名

日程第一 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)		賛成者氏名		
渡辺 孝男君 及川 一夫君 梶原 敬義君 志苦 裕君 瀬谷 英行君 照屋 寛徳君 渕上 貞雄君 山本 正和君 阿部 幸代君 上田耕一郎君 笠井 亮君 立木 洋君 橋本 敦君 吉川 春子君 扇 千景君 高橋 令則君 平井 卓志君 星野 明市君 奥村 展三君 水野 誠一君 矢田部 理君 石井 一二君 松尾 官平君		赤桐 雅子君 大脇 雅子君 旦下部禰代子君 清水 澄子君 谷本 勲君 田 英夫君 三重野栄子君 渡辺 四郎君 有働 正治君 緒方 靖夫君 須藤美也子君 西山登紀子君 吉岡 吉典君 筆坂 秀世君 田村 泉 信也君 戸田 邦司君 平野 秀昭君 栗原 君子君 山崎 良三君 椎名 素夫君	赤桐 操君 大脇 操君 谷本 操君 田 英夫君 三重野栄子君 渡辺 四郎君 有働 正治君 緒方 靖夫君 須藤美也子君 西山登紀子君 吉岡 吉典君 筆坂 秀世君 田村 泉 信也君 戸田 邦司君 平野 秀昭君 栗原 君子君 山崎 良三君 椎名 素夫君	
田浦 直君 田村 公平君 竹山 裕君 谷川 秀善君 坪井 一宇君 中曾根弘文君 長尾 立子君 成瀬 守重君 野沢 太三君 長谷川道郎君 大島 慶久君 太田 豊秋君 大野つや子君 大木 浩君 駒 駿君 岡野 裕君 狩野 安君 金田 勝年君 景山俊太郎君 木宮 和彦君 國井 正幸君 久世 公堯君 小山 孝雄君 佐々木 满君 佐藤 文夫君 清水 達雄君 陣内 孝雄君 須藤良太郎君 鈴木 政二君		一九六名 阿部 正俊君 芦尾 長司君 井上 孝君 石井 道子君 石渡 清元君 岩井 國臣君 上野 公成君 小野 清子君 大河原太一郎君 大島 慶久君 太田 豊秋君 大野つや子君 大木 浩君 駒 駿君 岡野 裕君 狩野 安君 金田 勝年君 景山俊太郎君 木宮 和彦君 國井 正幸君 久世 公堯君 小山 孝雄君 佐々木 满君 佐藤 文夫君 清水 達雄君 陣内 孝雄君 須藤良太郎君 鈴木 政二君	青木 幹雄君 井上 吉夫君 井上 裕君 石川 弘君 板垣 正君 岩崎 純二君 遠藤 要君 尾辻 秀久君 大木 浩君 駒 駿君 岡部 三郎君 岡 利定君 片山虎之助君 岡部 三郎君 鹿熊 安正君 岡 利定君 林 芳正君 平田 耕一君 前田 黙男君 松浦 孝治君 溝手 顯正君 松村 錠二君 前田 黙男君 守 伸君 山本 一太君 吉川 芳男君 石田 美栄君 江本 孟紀君 岡崎トミ子君 川橋 幸子君	田浦 直君 田村 公平君 竹山 裕君 谷川 秀善君 坪井 一宇君 中曾根弘文君 長尾 立子君 成瀬 守重君 野沢 太三君 長谷川道郎君 大島 慶久君 太田 豊秋君 大野つや子君 大木 浩君 駒 駿君 岡野 裕君 狩野 安君 金田 勝年君 景山俊太郎君 木宮 和彦君 國井 正幸君 久世 公堯君 小山 孝雄君 佐々木 满君 佐藤 文夫君 清水 達雄君 陣内 孝雄君 須藤良太郎君 鈴木 政二君
武見 敬三君 常田 享詳君 中島 真人君 長峯 基君 西田 吉宏君 南野知恵子君 橋本 聖子君 中原 瑞君 長峯 基君 田浦 直君 田村 公平君 竹山 裕君 谷川 秀善君 坪井 一宇君 中曾根弘文君 長尾 立子君 成瀬 守重君 野沢 太三君 長谷川道郎君 大島 慶久君 太田 豊秋君 大野つや子君 大木 浩君 駒 駿君 岡部 三郎君 岡 利定君 片山虎之助君 岡部 三郎君 鹿熊 安正君 岡 利定君 林 芳正君 平田 耕一君 前田 黙男君 松浦 孝治君 溝手 顯正君 松村 錠二君 前田 黙男君 守 伸君 山本 一太君 吉川 芳男君 石田 美栄君 江本 孟紀君 岡崎トミ子君 川橋 幸子君		一九六名 阿部 正俊君 芦尾 長司君 井上 孝君 石井 道子君 石渡 清元君 岩井 國臣君 上野 公成君 小野 清子君 大河原太一郎君 大島 慶久君 太田 豊秋君 大野つや子君 大木 浩君 駒 駿君 岡野 裕君 狩野 安君 金田 勝年君 景山俊太郎君 木宮 和彦君 國井 正幸君 久世 公堯君 小山 孝雄君 佐々木 满君 佐藤 文夫君 清水 達雄君 陣内 孝雄君 須藤良太郎君 鈴木 政二君	鈴木 正孝君 田浦 直君 田村 公平君 竹山 裕君 谷川 秀善君 坪井 一宇君 中曾根弘文君 長尾 立子君 成瀬 守重君 野沢 太三君 長谷川道郎君 大島 慶久君 太田 豊秋君 大野つや子君 大木 浩君 駒 駿君 岡部 三郎君 岡 利定君 片山虎之助君 岡部 三郎君 鹿熊 安正君 岡 利定君 林 芳正君 平田 耕一君 前田 黙男君 松浦 孝治君 溝手 顯正君 松村 錠二君 前田 黙男君 守 伸君 山本 一太君 吉川 芳男君 石田 美栄君 江本 孟紀君 岡崎トミ子君 川橋 幸子君	鈴木 正孝君 田浦 直君 田村 公平君 竹山 裕君 谷川 秀善君 坪井 一宇君 中曾根弘文君 長尾 立子君 成瀬 守重君 野沢 太三君 長谷川道郎君 大島 慶久君 太田 豊秋君 大野つや子君 大木 浩君 駒 駿君 岡部 三郎君 岡 利定君 片山虎之助君 岡部 三郎君 鹿熊 安正君 岡 利定君 林 芳正君 平田 耕一君 前田 黙男君 松浦 孝治君 溝手 顯正君 松村 錠二君 前田 黙男君 守 伸君 山本 一太君 吉川 芳男君 石田 美栄君 江本 孟紀君 岡崎トミ子君 川橋 幸子君
久保 亘君 小林 元君 齋藤 勲君 菅野 久光君 千葉 景子君 寺崎 昭久君 寺澤 助男君 中尾 則幸君 前川 忠夫君 平田 健二君 世耕 政隆君 田沢 智治君 高木 正明君 武見 敬三君 常田 享詳君 中島 真人君 長峯 基君 西田 吉宏君 南野知恵子君 橋本 聖子君 中原 瑞君 長峯 基君 田浦 直君 田村 公平君 竹山 裕君 谷川 秀善君 坪井 一宇君 中曾根弘文君 長尾 立子君 成瀬 守重君 野沢 太三君 長谷川道郎君 大島 慶久君 太田 豊秋君 大野つや子君 大木 浩君 駒 駿君 岡部 三郎君 岡 利定君 片山虎之助君 岡部 三郎君 鹿熊 安正君 岡 利定君 林 芳正君 平田 耕一君 前田 黙男君 松浦 孝治君 溝手 顯正君 松村 錠二君 前田 黙男君 守 伸君 山本 一太君 吉川 芳男君 石田 美栄君 江本 孟紀君 岡崎トミ子君 川橋 幸子君		久保 亘君 小林 元君 齋藤 勲君 菅野 久光君 千葉 景子君 寺崎 昭久君 寺澤 助男君 中尾 則幸君 前川 忠夫君 平田 健二君 世耕 政隆君 田沢 智治君 高木 正明君 武見 敬三君 常田 享詳君 中島 真人君 長峯 基君 西田 吉宏君 南野知恵子君 橋本 聖子君 中原 瑞君 長峯 基君 田浦 直君 田村 公平君 竹山 裕君 谷川 秀善君 坪井 一宇君 中曾根弘文君 長尾 立子君 成瀬 守重君 野沢 太三君 長谷川道郎君 大島 慶久君 太田 豊秋君 大野つや子君 大木 浩君 駒 駿君 岡部 三郎君 岡 利定君 片山虎之助君 岡部 三郎君 鹿熊 安正君 岡 利定君 林 芳正君 平田 耕一君 前田 黙男君 松浦 孝治君 溝手 顯正君 松村 錠二君 前田 黙男君 守 伸君 山本 一太君 吉川 芳男君 石田 美栄君 江本 孟紀君 岡崎トミ子君 川橋 幸子君	久保 亘君 小林 元君 齋藤 勲君 菅野 久光君 千葉 景子君 寺崎 昭久君 寺澤 助男君 中尾 則幸君 前川 忠夫君 平田 健二君 世耕 政隆君 田沢 智治君 高木 正明君 武見 敬三君 常田 享詳君 中島 真人君 長峯 基君 西田 吉宏君 南野知恵子君 橋本 聖子君 中原 瑞君 長峯 基君 田浦 直君 田村 公平君 竹山 裕君 谷川 秀善君 坪井 一宇君 中曾根弘文君 長尾 立子君 成瀬 守重君 野沢 太三君 長谷川道郎君 大島 慶久君 太田 豊秋君 大野つや子君 大木 浩君 駒 駿君 岡部 三郎君 岡 利定君 片山虎之助君 岡部 三郎君 鹿熊 安正君 岡 利定君 林 芳正君 平田 耕一君 前田 黙男君 松浦 孝治君 溝手 顯正君 松村 錠二君 前田 黙男君 守 伸君 山本 一太君 吉川 芳男君 石田 美栄君 江本 孟紀君 岡崎トミ子君 川橋 幸子君	

官 報 (号 外)

官 報 (号外)

平成十年四月三十日 参議院会議録第二十四号

投票者氏名

六二

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

賛成者氏名

阿部 正俊君

芦尾 長司君

井上 孝君

石渡 清元君

岩井 國臣君

上野 公成君

小野 清子君

大河原太一郎君

岡部 三郎君

大野つや子君

岡 利定君

鹿熊 安正君

片山虎之助君

釜本 邦茂君

龜谷 博昭君

倉田 實之君

鴻池 祥馨君

佐藤 泰三君

清水 嘉与子君

吉川 春子君

栗原 君子君

矢田部 理君

田沢 智治君

田村 公平君

竹山 裕君

武見 敬三君

當田 享詳君

中曾根弘文君

長尾 立子君

成瀬 守重君

野沢 太三君

長谷川道郎君

駒林 浩君

平田 耕一君

水島 裕君

藪科 满治君

猪熊 重二君

牛嶋 正君

及川 順郎君

大森 礼子君

前田 敏男君

松浦 保坂

林 芳正君

平田 勲男君

三浦 一水君

宮崎 秀樹君

足立 良平君

石田 哲朗君

依田 智治君

村上 正邦君

渡辺 孝男君

及川 一夫君

益田 洋介君

白浜 一良君

武田 節子君

高野 博師君

加藤 修一君

木庭健太郎君

守住 有信君

山本 一太君

吉川 芳男君

伊藤 基隆君

今泉 昭君

勝木 健司君

日下部禮代子君

赤桐 操君

谷本 大脇 雅子君

松 あきら君

但馬 久美君

田 英夫君

照屋 貞雄君

三重野栄子君

川橋 幸子君

西川きよし君

栗原 君子君

矢田部 理君

田浦 直君

竹村 元君

笹野 久光君

中島 真人君

谷川 秀善君

竹村 泰子君

寺澤 昭久君

高木 正明君

井上 裕君

井上 吉夫君

石川 弘君

坂垣 正孝君

吉川 勤君

寺崎 信也君

吉岡 吉典君

筆坂 秀世君

山下 芳生君

吉川 春子君

寺澤 亨志君

高橋 令則君

平井 卓志君

戸田 邦司君

平野 貞夫君

田村 秀昭君

西川きよし君

栗原 君子君

奥村 展三君

星野 明市君

平野 貞夫君

田村 秀昭君

西川きよし君

栗原 君子君

吉川 勤君

寺崎 信也君

吉岡 吉典君

筆坂 秀世君

山下 芳生君

吉川 春子君

寺澤 亨志君

高橋 令則君

平井 卓志君

戸田 邦司君

平野 貞夫君

田村 秀昭君

西川きよし君

栗原 君子君

吉川 勤君

寺崎 信也君

吉岡 吉典君

筆坂 秀世君

山下 芳生君

吉川 春子君

寺澤 亨志君

高橋 令則君

平井 卓志君

戸田 邦司君

平野 貞夫君

田村 秀昭君

西川きよし君

栗原 君子君

吉川 勤君

寺崎 信也君

吉岡 吉典君

筆坂 秀世君

山下 芳生君

吉川 春子君

寺澤 亨志君

高橋 令則君

平井 卓志君

戸田 邦司君

平野 貞夫君

田村 秀昭君

西川きよし君

栗原 君子君

吉川 勤君

寺崎 信也君

吉岡 吉典君

筆坂 秀世君

山下 芳生君

吉川 春子君

寺澤 亨志君

高橋 令則君

平井 卓志君

戸田 邦司君

平野 貞夫君

田村 秀昭君

西川きよし君

栗原 君子君

吉川 勤君

寺崎 信也君

吉岡 吉典君

筆坂 秀世君

山下 芳生君

吉川 春子君

寺澤 亨志君

高橋 令則君

平井 卓志君

戸田 邦司君

平野 貞夫君

田村 秀昭君

西川きよし君

栗原 君子君

吉川 勤君

寺崎 信也君

吉岡 吉典君

筆坂 秀世君

山下 芳生君

吉川 春子君

寺澤 亨志君

高橋 令則君

平井 卓志君

戸田 邦司君

平野 貞夫君

田村 秀昭君

西川きよし君

栗原 君子君

吉川 勤君

寺崎 信也君

吉岡 吉典君

筆坂 秀世君

山下 芳生君

吉川 春子君

寺澤 亨志君

高橋 令則君

平井 卓志君

戸田 邦司君

平野 貞夫君

田村 秀昭君

西川きよし君

栗原 君子君

吉川 勤君

寺崎 信也君

吉岡 吉典君

筆坂 秀世君

山下 芳生君

吉川 春子君

寺澤 亨志君

高橋 令則君

平井 卓志君

戸田 邦司君

平野 貞夫君

田村 秀昭君

西川きよし君

栗原 君子君

吉川 勤君

寺崎 信也君

吉岡 吉典君

筆坂 秀世君

山下 芳生君

吉川 春子君

寺澤 亨志君

高橋 令則君

平井 卓志君

戸田 邦司君

平野 貞夫君

田村 秀昭君

西川きよし君

栗原 君子君

吉川 勤君

寺崎 信也君

吉岡 吉典君

筆坂 秀世君

山下 芳生君

吉川 春子君

寺澤 亨志君

高橋 令則君

平井 卓志君

戸田 邦司君

平野 貞夫君

田村 秀昭君

西川きよし君

栗原 君子君

吉川 勤君

寺崎 信也君

吉岡 吉典君

筆坂 秀世君

山下 芳生君

吉川 春子君

寺澤 亨志君

高橋 令則君

平井 卓志君

戸田 邦司君

平野 貞夫君

田村 秀昭君

西

官 報 (号 外)

平成十年四月三十日 参議院会議録第二十四号 投票者氏名

景山俊太郎君	片山虎之助君	吉川 春子君	栗原 君子君
金田 勝年君	釜本 邦茂君	武田 節子君	但馬 久美君
鎌田 要人君	鷹谷 博昭君	鶴岡 洋君	福本 潤一君
木宮 和彦君	倉田 寛之君	宮澤 弘君	益田 洋介君
久世 公義君	吉川 英男君	守住 有信君	松 あきら君
国井 正幸君	山本 一太君	大浦 一水君	矢野 哲朗君
小山 孝雄君	朝日 俊弘君	溝手 顯正君	金本 邦茂君
佐々木 満君	石田 美栄君	宮崎 秀樹君	北岡 秀二君
斎藤 文夫君	江本 孟紀君	吉川 秀一君	鷹谷 博昭君
清水 達雄君	岡崎トミ子君	守住 有信君	倉田 寛之君
陣内 孝雄君	菅野 茂君	吉川 英男君	吉川 英男君
鈴木 正孝君	久保 亘君	朝日 俊弘君	依田 智治君
田浦 直君	小林 元君	石田 美栄君	足立 良平君
中島 真人君	篠野 貞子君	今泉 昭君	伊藤 基隆君
竹山 裕君	寺澤 芳男君	小川 勝也君	高野 博師君
谷川 秀善君	千葉 景子君	勝木 健司君	加藤 修一君
中原 稔君	中尾 則幸君	川橋 幸子君	大久保直彦君
長峯 基君	平田 健二君	西田 吉宏君	阿部 幸代君
西田 吉宏君	前川 忠夫君	成瀬 守重君	上田耕一郎君
南野知恵子君	水島 裕君	野沢 太三君	猪熊 重二君
橋本 聖子君	荒木 清寛君	長尾 立子君	及川 順郎君
畑 留君	猪熊 重二君	成瀬 守重君	大森 礼子君
林田悠紀夫君	及川 順郎君	野沢 太三君	風間 昶君
二木 秀夫君	高野 博師君	長谷川道郎君	一良君
真鍋 賢二君	吉岡 吉典君	平田 耕一君	白浜 一良君
松浦 功君	吉岡 吉典君	駒 勝正君	前田 黙男君
松浦 孝治君	吉岡 吉典君	駒 勝正君	松浦 黙男君
反対者氏名			
阿部 幸代君	有働 正治君	大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかに なった諸問題に関する質問主意書	大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかに なった諸問題に関する質問主意書
上田耕一郎君	緒方 靖天君	右の質問主意書を国会法第七十四条によって提 出する。	右の質問主意書を国会法第七十四条によって提 出する。
笠井 亮君	和田 洋子君	参議院議長 斎藤 十朗殿	参議院議長 斎藤 十朗殿
立木 洋君	円 より子君	瀬谷 英行	瀬谷 英行
橋本 敦君	和田 洋子君	田 英夫君	田 英夫君
筆坂 秀世君	吉岡 吉典君	谷本 雄君	谷本 雄君
西山登紀子君	吉岡 吉典君	三重野栄子君	三重野栄子君
須藤美也子君	吉岡 吉典君	高橋 令則君	高橋 令則君
会議員らによる非政府組織「大韓航空機事件の真 相を究明する会」(以下「究明する会」という)は、	日本政府が発行した旅券を所持する乗客多數が ハリン付近でソ連機が発射したミサイルにより擊 墜された事件(以下「大韓航空機事件」という)は、 當時衆参両院が全会一致で事件の全貌を明らかに することを政府に求めた大事件であった。	大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかに なった諸問題に関する質問主意書	大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかに なった諸問題に関する質問主意書

九八四年(昭和五九年)八月三一日に「声明」を公表した後、今日に至るまで真相究明の活動を続けてきた。私と同僚の田英夫議員はともにこの会の代表理事として、事件の真相究明に關し、継続して努力してきたところである。

事件発生から約十五年、「究明する会」発足から約十四年を経た今日、国際的に明らかになった諸事実から総合的に判断するならば、大韓航空〇〇七便は事件直後にマスクの多くが報じた「パイロットの操縦のミスで誤ってソ連領空に迷い込んだもの」では決してなく、某国情報機関の指揮の下に、特定の目的を持って、故意にソ連領空を侵犯したものと判断せざるを得ないのではないだろうか。

「知らぬは日本政府ばかりなり」という評価は、この事件の発生を日本政府が予め「同盟国」から知らされていなかったという面からだけでなく、多数の日本人乗客が亡くなった事件の経過を傍受していた自衛隊の通信情報が、当時の中曾根総理、後藤田官房長官ら日本政府中枢に伝えられた時刻よりもはるか以前に、日本政府の頭越しにリアル・タイムで米軍三沢基地を経由して、米国政府機関に全て生の情報として提供されていたといふことが独立国において許されてよいものであろうか。仮に、今日においても、日本政府中枢の頭越しに日本の主権を無視して情報が飛びかっているとしたら、極めて重大な問題だと言わざるを得ないのである。

を得ないのである。

号外 報

昨年八月三一日付で、大韓航空機事件発生当時、公安調査庁総務部資料課ソ連班長の職にあつた田中賀朗氏が、日本航空の現役ベテラン整備士である杉本茂樹氏(「究明する会」の指導的立場にある理事の一人)の監修の下に三一書房から「大韓航空〇〇七便事件の真相—自衛隊元情報将校が解説したレーガンの戦争」(以下「甲書」という)を出版し、国内外から注目を集めている。田中賀朗氏は、ソ連迎撃機とソ連地上基地との交信を傍受したことで知られる陸上幕僚監部調査部調査第二課調査別室東千歳通信所の准内分遣班(当時の名称は陸幕第二部別室東千歳通信所准内分遣班)の班長の職など、自衛隊の情報将校として第一線勤務の経験を有する人物であることから、甲書の記述内容には高い信憑性があると考えられたからである。また本年三月一日付でテレビ朝日事業局出版部から「21世紀への伝言・法の男・後藤田正晴」(以下「乙書」という)が出版された。後藤田氏は警察庁長官を含む同氏の経験に加えて、事件当時の内閣官房長官という中曾根内閣の中枢にあってこの事件に対処した人物であること等から、その証言内容には極めて重い意味があると考えられる。

時あたかも「日米防衛協力のための指針」の見直しが是非が国内外において大きな問題になつてゐる。新しい「日米防衛協力のための指針」の内容について質問する。

「甲、平素から行う協力」の「1 情報交換及び政

報協議」の項を見ると「日米両国政府は、正確な情報及び的確な分析が安全保障の基礎であると認識し、アジア太平洋地域の情報を中心として、双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議を継続する」と記されている。日米間における「情報及び意見の交換」を現状以上に、更に「強化する」ことが必要であるか否かを主権者である国民に判断してもらつたためには、現在、日米間においてどのような「情報及び意見」がどのような方法において「交換」されているのかという点について、政府は相当程度まで国民に対し、事実を明らかにしなければならないことは明白である。

しかしながら、大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかになつたいくつかの事実は、日米間の軍事情報の「交換」の在り方に關し、日本国の主権の尊厳と日本国の独立の確保の觀点から見ると、日本政府による米国に対する情報提供の在り方が根本から誤っているのではないかとの強い疑念を持たせるものが少なくなかつたので、それらの点が事件後約十五年の歳月を経た今日、すでに日米間に改められ、軍事情報面での日本国の主権、日本国の独立が十全に保証されたシステムになつているのかどうか、國権の最高機關である国会の責任において、全面的に検証する必要があると考えるものである。以上の観点から、以下の疑問点について質問する。

一、軍事情報に関する日本国の主権の確保に関する問題について

例えば英國が米国の第一級の同盟国であることを疑う人はいないと思われるが、英國が独自に収集した軍事情報を独自に分析し、監理するシステムを確立させた後、英國政府の個別具体的な判断において当該情報の提供が英國の国益にかなうと判断した場合、ある特定の情報を同様に自然な情報交換の在り方として理解できるところである。

しかし、仮に英國政府機関が収集した軍事情報が、英國政府の具体的なチェックを経ることなく、そのまま自動的に米国側に提供されてしまふシステムが英國と米国との間に存在するとしたら、英國議会は英國の国益を守る立場から、そのようなシステムの存在を許容する英國政府を許さないものと判断されるのである。

なぜならば、國の主権、國の独立を放棄したことから、到底、英國の国益は確保されないだけでなく、英國と米国との間の安定した同盟關係も永続しないことが明白だからである。

ひるがえって、大韓航空機事件当時の、日本と米国との間ににおける、軍事情報の提供の在り方はどうであつただろうか。前記乙書によれば、

「N.S.A.は日本が傍受した交信記録を入手していた。准内の自衛隊が傍受した交信記録は米

軍の三沢基地を経て自動的にアメリカにわたるシステムになっていたのである。「日本の傍受したものも米軍三沢基地に入つたわけですね。みんな入るんです。そのシステムが問題であつたわけです。後で考えると、ただし、そのころは、そういうことが問題になるという認識がなかつた。なぜそういうことがなかつたのか。ご承知のように、日本の防衛のいちばん大事な点というのは、アメリカが日本占領中、朝鮮動乱あるいは平和条約が発効し引き揚げていったその過程で、アメリカが核として残したものを作日本がそのまま引き継ぎ、それが基本になつてのことです。そのいきさつからアメリカに情報が行くことというのは当然みたいに思つてましたね」(夏田)

後藤田はこのことで夏田を厳しく叱責したといふ。
「こんなものが生でストレートにいぢやうとは思わなかつた。どうかにクッショーンがあつていいんだうと思つてました。それがなかつた。ある意味では情報管理がまだ確立されていなかつたことは否めない。私が後藤田さんに叱られたのはそのことだったとおもいますね」(夏田)
と、大韓航空機事件の直後に、後藤田官房長官が、陸上幕僚監部調査部第一課調査別室東十歳通信所の稚内分遣班の傍受情報が日本政府のチェックを受けることなしに、生の情報として

米国側に自動的に提供されていた事実に関し、夏田防衛事務次官を「厳しく叱責した」経過が明記されている。乙書の右記述内容は「究明する会」が独自の方法で取材した事件当時の実情とも合致するものであるので、以下1乃至3の質問に答えることにより、橋本内閣総理大臣の基本的見解及び本件に関する橋本内閣の具体的認識を明らかにされたい。

なお、事件後、衆議院予算委員会の理事として、大韓航空機事件の真相究明に関し、大出俊衆議院議員(当時)らと共に努力された橋本総理の議員としての行動を知る一人として、大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかになつた、日本国との軍事情報に関する主権の危機に関し、日本國の軍事情報に関する主権の危機に関して、橋本総理の一国を代表する政治家としての明確な答弁を求めたい。

1 橋本内閣の基本方針として、自衛隊を含む日本國の政府機関が収集した軍事・防衛関連情報が生のまま、自動的に米国側に提供されるシステムの存在を好ましいものと考えるか否かを明らかにされたい。

おいて、右のような情報提供の在り方を改めたのかを明らかにされたい。仮に、右の情報提供のシステムが今日においても改められていない場合、改めることができなかつた理由を明らかにされたい。

アーリーが傍受したもう一つの交信記録。後

藤田はこれを知らない。事件から六日後、アメリカのカーラ・パトリック国連大使は安全保障理事会でアメリカがつかんだ情報を明かさず、日本が傍受した交信記録のテープを五〇分にわたり流したのである。アメリカ側関係者によれば、日本が傍受したテープを公開すれば日本は困った立場になることを十分認識したうえで、あえて公開に踏み切つたのだという。

アメリカ側はなぜ自分たちが傍受した交信記録を使わなかつたのか。当時の防衛庁官房長

佐々淳行はこれはアメリカの国家エゴイズムだ

といつ。

「やはり日本が利用されたと。アメリカに対

して毅然たる姿勢がなかつたということだと思

いますよ」(佐々)

すべての事実を知つた後藤田は今、当時を振り返りこう語る。

「情報のルートが間違っているんでは日本の

危機管理体制不足ということになる。官邸に情

報が上がってくるのが遅いしね。僕のところに

入つたのが午前八時。しかし、事件は午前四時

前ですから。そこからひとつ飛びで情報が入つ

なかつた。

「防衛庁でも、こくひとにぎりの人しか知ら

なかつた。知らせないようにしてたんですね、事

実。大臣も次官も知らないでおられた方がいい

ぱいいるとおもいますね」(夏田)

官 報 (号 外)

「ここなくてはダメだ。防衛庁のルートからは午前一一時まで入らないんだよ。日本の國といふものはね、本当の意味で独立しているのかといつたような気がしましたね。それから本当に安保条約というのは、このままでいいのだらうか。それについても立ち入った議論をすべき時がもう来ているのではないどうかね。果たして日本が仮想敵国としてある國を対象にしながらアメリカと同盟条約をむすぶ必要はあるのか…日米の間はこれから友好条約に変わつて、くのが望ましいと思っています」

3 橋本内閣の今後の基本方針として、大韓航空機事件直後に日本政府が米側に行つた一方的な当時の「調別」情報の提供のような在り方に変えて、米側に対し、対等平等な独立国間における「情報交換」を要求する考え方があるか否かを明らかにされたい。

3、大韓航空機事件当時、事件現場に密着して通言情報収集にあたっていた自衛隊幹部について日本全国の自衛隊基地内に立ち入ったかを明らかにされたい。

4 3
右部隊から稚内に派遣された部隊の長
仮に通信情報の秘密を理由に答弁を拒む場合、レーダー情報と比較して、通信情報が事件から約十五年後において特別に秘密性を有する根拠を明らかにされたい。

四、第十八警戒群幹部の事件当時の実態について「究明する会」が大韓航空機事件当時の第十八警戒群の運用にあたっては自衛隊幹部の実態について調査したところによれば、村田邦治司令は前夜から近くの島へ宴会に出かけていて稚内基地を留守にしていたこと及び稚内基地の

参議院議員瀬谷英行君提出大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかになった諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員瀬谷英行君提出大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかになった諸問題に関する質問に対する答弁書

について

一、
御指摘の軍事・防衛関連情報の日米間における情報交換については、我が国としては、従来から、日米安保体制下において、米国との間で対等な立場に立ち、国益に基づき自主的な判断

大韓航空機事件当時の内閣官房長官、防衛事務次官、防衛厅官房長らのこうした「証言」は事件から約十五年を経た今日、一層重いものとして私達に語りかけている。また、前記甲書にも「」のときも、数名の電子保安群所属の米兵がいた。あえて断定しないが、ソ連防空軍のレーダー・データと○○七便迎撃ボイスの傍受をおこなっていたと見られる。」と記されている。

橋本内閣の責任において、当時の自衛隊稚内基地内にいた日本側関係者を調査の上、左記の事項を明らかにされたい。

政府は三沢の溝口博三北部防空管制群司令、椎内の村田邦治第十八警戒群司令、恵良俊美第十八警戒群副司令ら、大韓航空機事件当時のレーダー情報を関与した空幕幹部に関する情報を開示しながら、通信情報を関与した陸幕「調別」幹部に関する情報を一切開示していないが、事件から約十五年を経過した今日の政府の姿勢としては、「到底納得する」とができない。

昭和五八年九月一日(日本時間)現在、左記1乃至4の職にあった者に關し、①職名、②階級、③氏名、④生年月日、⑤自衛隊退官時の職名・階級・退官年月日を明らかにされたい。

レーダーは定期点検中のため使用することができず、移動警戒隊のレーダーが臨時に使用されていた等の事実が判明したので、左記 1 乃至 2 の者に關し、①職名、②階級、③氏名、④生年月日、⑤自衛隊退官時の職名・階級・退官年月日を明らかにされたい。

2 右當時、稚内基地内に勤務していた移動警戒隊の長

右質問する。

により、必要な情報交換を行っているところで、日米両国が、通信情報を始め、御指摘の軍事・防衛関連情報に關し、大韓航空機事件の当時及びその後も含めて、具体的にどのような協力をを行っているかについては、事柄の性質上、答弁することは差し控えたい。

間)頃、自衛隊稚内基地内にいた米国側要員は合計何名であったかを明らかにされたい。

1 陸上幕僚監部調査部第一課調査別室東千歳
2 通信所を運用する部隊の長
右部隊の長の次位の地位にあつた者

平成十年四月二十四日

号)に基づいて、その一部が合衆国軍隊に対し提供されていたところである。御指摘の日時において同基地内に所在した米国側要員の数につ

參議院議員瀬谷英行君提出大韓航空機事件の眞相究明の過程で明らかになった諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

4 3 右部隊から稚内に派遣された部隊の長
右部隊から根室に派遣された部隊の長

參議院議員瀬谷英行君提出大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかになった諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

2 アメリカにおいて、日本では保険商品としている変額保険を証券関係諸法の規制対象とした根拠を承知しているか。

3 九六年七月五日付の佐々木陸海衆議院議員への答弁書で、変額保険の証券的位置づけについて導入時に検討されたと答えているが、保険審議会の討議において、証券規制の必要性をめぐりどのような論議がなされたのか、主な論点を明らかにされたい。

4 証券投資の長期資金融資は認められていないが、なぜ、投機的な性格を有している変額保険の加入資金について、十年、二十年の長期融資を認めたのか。

5 融資付き変額保険が「相続税対策」として販売されているが、早期に死した場合には該当するものの、契約後八年以上のものは相続税対策としては効果がない。被保険者が長生きをすればばはるほど、契約者の損失が増加するケースがあることを認識しているが。

二、銀行と保険会社との連携について

1 前記佐々木陸海衆議院議員への答弁書では、「銀行と保険会社の間での提携が行われていたとは承知していない」、「昭和六十三年の『口頭指導』に反するような保険募集が行われていたとは承知していない」としている。ところが、大蔵省の鏡味保険部長は「トラブルの一番大きい案件は、銀行が保険料を貯付けている組合せ保険」(九三年五月十九日衆議院大蔵委員会)、「財テクを勧める等保険本來の趣旨を逸脱した保険料ローンの提携白書を要請」(九三年三月六日衆議院予算委員会)と提携を認めていた。また、九五年五月二十五日の参議院大蔵委員会では、「その後変額保険とローンを組み合わせたものが問題となり通達を出した」と答弁している。銀行、保険会社の本店間の提携契約の有無は別として、実態として、事実上の提携関係があつたことを大蔵省は認識していただのではないか。

2 明治生命の「R-I-Tプランの仕組み」では、明治生命と三菱銀行との提携を明確に示している。国会質問で取り上げられた案件、変額保険被害者の会が指摘している案件、現在裁判で取り上げられている案件等について、大蔵省は、銀行と保険会社との提携について調査したことがあるのか。

3 变額保険の被害の実態について 大蔵省が、保険料ローン付き契約に対し再三の行政指導を実施したにもかかわらず、自らどこかが契約の拡大を容認してきたことが、被害者を増大させた。融資付き变額保険の実態を明らかにすることが、被害を解決するために必要である。

4 銀行の貸手責任について

1 变額保険被害者の会の九七年秋のアンケート調査(会員対象、回答数三百二十二件)では、未返済残高は二百六十四億円にのぼっている。銀行が、ローンの貸付に当たり、その用途など問わずに、土地などの担保で年収の三倍から三百倍もの融資を実施しており、銀行の貸手責任が問われている。大蔵省は、このような過剰融資の実態を把握しているのか。

2 1の融資資金の金利はいくらか。利率の推移を含めて示されたい。

3 融資付き变額保険に対する融資案件のうち、利払いが延滞しているものの件数及び融資金額、そのうち保証会社により代位弁済を受けたものの件数及び金額について、金融機関別、年度別に示されたい。

4 三塚大蔵大臣は、九七年三月十日の参議院予算委員会、四月五日の衆議院大蔵委員会などで、係争中でない案件については「その業務運営について一層適切に指導してまいりたいと考えています」と答弁しているが、大蔵省に寄せられている苦情は何件か。

5 变額保険及びその变額保険にかかる融資に関する、保険会社、銀行及び銀行協会、保険協会が受け付けた苦情・トラブルについて、保険会社別、銀行別の件数(処理済、処理中に分けて)及び苦情内容について示されたい。

6 保険料ローンの借入と同時に、担保物件の極度額まで利息返済のカードローンが締結されている。元金と、その利息が複利で運用されることになり、貸付け金利が利息制限法の制限率を超える契約は、独禁法の不公正な取引方法に該当するのではないか。

右質問する。

平成十年四月二十四日

内閣總理大臣 橋本龍太郎
参議院議員上田耕一郎君提出变額保険による被害救済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成十年四月三十日 参議院会議録第二十四号

質問主意書及び答弁書

参議院議員上田耕一郎君提出変額保険による被者救済に関する質問に対する答弁書

一の1について
変額保険は、運用実績が保険金額等に反映されるという性格を持つものであるが、あくまで

も保険教理に基づく生命保険であり、被保險者が死した場合には最低保証としての基本保険金額が支払われるといった点において、投資信託とは異なる性格を有するものであると考えて

いる。なお、他の保険契約同様、保険料の払込資金の手当てや払込方法は契約者の選択によるものであり、変額保険そのものに組み込まれてゐるものではない。

一の2について
アメリカ合衆国においては、投資リスクが保

険契約者に帰属する等の理由から、変額保険が連邦証券関係諸法の規制の対象となる証券とされたものと承知している。

一の3について

変額保険の導入に際しては、証券投資信託における資産運用規制、ディスクロージャー等の観点も踏まえて種々の検討が行われ、変額保険の基本的な考え方を示した昭和六十年五月三十日の保険審議会答申において、資産運用規制、ディスクロージャー、募集体制、当面の変額保険の実施等の各項目ごとに検討の結果が取りまとめられている。

一の4について
民間金融機関の貸出商品は、銀行法(昭和五

十六年法律第五十九号)等の規定による許認可又は届出の対象とはなっていないため、大蔵省としては、変額保険の加入資金に係る融資につ

いて、これを認めるといった立場はない。

一時払保険料相当額を銀行から借り入れて変額保険に加入することがいわゆる相続税対策となるかどうかについては、相続発生時までの変額保険の運用実績及び銀行ローンの金利がともにその時々の経済環境等によって変動し、死亡回るとは限らないことから、一概にはいえないものであると想する。

一の5について
十六年法律第五十九号)等の規定による許認可又は届出の対象とはなっていないため、大蔵省としては、変額保険の加入資金に係る融資につ

いては、銀行の貸出商品について資金用途や内容等を報告させるといつたことは行っておらず、御質問の点については不明である。
三の1について
例えば全国銀行における平成九年九月末の延滞債権は約十二兆六千四百億円となっているが、当該債権について資金使途等により区分して報告させるといったことは行っておらず、御質問の点については不明である。

三の2について
大蔵省においては、財務局、財務事務所を含め同省に寄せられる金融機関等に関する苦情について実態把握に努めているところであるが、苦情件数の集計を融資及び保険商品の種類別に行っていることから、御質問の点については不明である。

三の3について
大蔵省としては、金融機関等に関する苦情の処理については、金融機関等が自ら適切な対応を行ってあると考えており、保険会社、銀行が受け付けた苦情の件数、内容等に係る報告を受けおらず、御質問の点については不明である。

四の1について
変額保険について、いわゆる保険料ローンが利用された例があることは承知しているが、実際の融資が御指摘の過剰融資であるかどうかについて、一概に申し上げることは困難である。

四の2について
一般に、金融機関が融資取引を約定するに当たり、契約者(顧客)が契約書を金融機関に差し入れ、契約者(顧客)には契約書を交付しないことがあるが、そのこと自体が法令等に抵触するものではないと承知している。

四の3について
一般に、金融機関は融資を行うに当たり十分に審査する必要があると考えるが、実際の融資が民事ないし刑事上の責任を問われるようなものであるかどうかについては、個々の具体的な事例に応じ、最終的には司法の場で判断されるべきものと考える。

いざれにしても、変額保険について、いわゆる保険料ローンが利用された例があることは承認しているが、そのこと自体が法令等に抵触するものではないと承知している。

社団法人生命保険協会が公表している「相談リポート」によれば、相談、苦情の受付件数は別表のとおりであるが、変額保険に関する相

談、苦情の内容は、バブル経済崩壊前は加入相談が中心であり、バブル経済崩壊後は加入時にリスクの説明がなかったことや解約すべきかどうかなどに困するものが中心であると聞いていた。

なお、全国銀行協会連合会においても、「銀行による相談所取扱状況」により、相談、苦情の受付件数を公表しているが、いわゆる保険料ローンに係る件数については掲載していない。

いざれにしても、金融機関においては、その業務の公共性にかんがみ、公共的・社会的役割

官 報 (号外)

を自覚した業務運営を行っていくことが求められており、いやしくも社会的批判を受ける」とがないよう努める必要があると考えている。

四の4について

契約の具体的な内容をみて個別に判断すべき問題ではあるが、一般的にいえば、利息分の貸付けを実施してこれを預金させること自体は、利息の支払に充当する趣旨で貸付けが行われていることからみて、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)に規定する不公正な取引方法に該当する歩積・両建預金に当たるものではなく、また、平成元年六月十六日

付け蔵銀第千三百七十八号通達「歩積・両建預金の取扱いについて」に違反するものでもない

四の5について

利息制限法(昭和二十九年法律第四百四〇号)と独占禁止法は、その規制の趣旨及び目的を異にするものであり、仮に、いわゆる保険料ローンの利息返済のためのカードローンに係る利息が複利で運用されることにより貸付け金利が利息制限法の制限利率を超える事実があるとしても、そのことのみをもって独占禁止法に規定する不公平な取引方法に該当するとはいえないと考える。

別表

年 度	総 件 数 (件)	うち変額保険(件)
昭和六十一年度	六、八三一	六一
昭和六十二年度	七、五八八	一七一
昭和六十三年度	六、五七六	四一
昭和六十四年度	五、四六三	八四
昭和六十五年度	四、八七六	八八
昭和六十六年度	五、一〇五	六八
昭和六十七年度	六、五二七	一一〇
昭和六十八年度	七、五六四	一一四
昭和六十九年度	八、五九五	九〇
昭和七十年度	八、六四三	七七
昭和七十一年度	一一、〇一三	五九

正	正	正
正	正	正
正	正	正
正	正	正
正	正	正

第一十三号中正誤

七
一
九
委
員
會

官 報 (号 外)

平成十年四月三十日 參議院会議録第二十四号

第三十五年三月三十日
明治三十一年三月三十日
郵便局

発行所
二東京一〇五番四號
大日本郵便株式会社
省印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体一部
配送三五〇〇円
料別)